「人とひとがともに支え合い、安心して暮らせる地域づくり」を目指して

第５期
毛呂山町地域福祉計画
毛呂山町地域福祉活動計画

成年後見制度利用促進計画
再犯防止推進計画

令和５（２０２３）年度 ～ 令和９（２０２７）年度

令和５年３月

毛呂山町・毛呂山町社会福祉協議会

ごあいさつ

本町では、平成３０年３月に「第４期毛呂山町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定し、住民、関係団体や関係機関の皆様とともに、地域福祉の推進に取り組んでまいりました。

近年、全国的な状況として、少子高齢化や単身世帯の増加等、社会構造の変化により、人と人とのつながりが希薄になり、地域コミュニティに影響が見られています。また、ひきこもりや８０５０問題、ケアラー・ヤングケアラーなどの複雑化・多様化した地域生活課題が生じており、頼れる人や相談できる人がいないことで、一人で抱え込んでしまい、社会や地域からの孤立が懸念されます。

このような地域福祉を取り巻く環境の変化や新たな地域生活課題に対応するには、地域のつながりや支え合い、助け合いの取り組みなど、住民一人ひとりが地域福祉について考え、「我が事」として参画していくことが重要です。

こうした背景を踏まえ、「人とひとがともに支え合い、安心して暮らせる地域づくり」を基本理念とした「第５期毛呂山町地域福祉計画・毛呂山町地域福祉活動計画」を策定しました。

また、今回は本計画と関連性が高い「成年後見制度利用促進計画」及び「再犯防止推進計画」を一体的に策定しています。

これまでの取組を継承するとともに、本計画に基づき、住民一人ひとりが生きがいや役割を持ち、お互いに支え合いながら暮らしていくことのできる地域共生社会の実現に向けた取組を進めてまいりますので、住民の皆様をはじめ、関係者の皆様のより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見やご提言をいただきました第５期毛呂山町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただきました住民の皆様、貴重なご意見をお寄せいただきました住民の皆様、関係者の皆様に心より厚く御礼申し上げます。

令和５年３月

毛呂山町長　井　上　健　次

ごあいさつ

毛呂山町社会福祉協議会では「第４期毛呂山町地域福祉計画・地域福祉活動計画」において「地域共生社会」の実現に向けて、地域福祉活動の推進に努めてまいりました。計画の後期においては、感染症の影響により人が集まっての活動が自粛され、対面でのコミュニケーションが大きく制限されましたが、そうした中でも工夫して地域活動を実施する事で、人とひととのつながりの大切さを改めて感じることとなりました。

本町では、高齢化の急速な進行、低所得者による生活困窮者の増加、さらには介護に対する不安、子どもや高齢者のひきこもりなどの生活課題が深刻化しており、支援を必要な人が増えています。このような状況下において「もろやまの福祉」を推進していくためには、多世代における相談機能を充実させていくことやサロン活動や福祉教育による福祉の場づくりを積極的に実施していくことが重要となります。また、このような施策を実施しながら、地域の福祉活動を担う人材の育成を図り、住民同士の助け合い、支え合いを強化していくことも大切です。

このような考えのもと地域福祉活動を推進していくため「人とひとが共に支え合い、安心して暮らせる地域づくり」を基本理念とした「第５期毛呂山町地域福祉計画・毛呂山町地域福祉活動計画」を策定いたしました。

また、本計画においては、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指した国際的目標であるＳＤＧｓに向けた取り組みについても推進して参ります。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました策定委員の皆様をはじめ、計画策定にご協力いただきました関係機関の皆様や、ご意見を頂きました住民の皆様に心から感謝を申し上げ、ご挨拶といたします。

令和５年３月

社会福祉法人　毛呂山町社会福祉協議会
会　　長　　吉　田　勝　美

― 目 次 ―

第１章　計画策定にあたって　1

第１節　計画策定の概要 2

１　計画策定の趣旨 2

２　計画の性格と位置づけ 3

３　計画の期間 6

４　福祉圏域の設定 6

５　ＳＤＧｓの達成に向けた取組 7

６　新型コロナウイルス感染症と地域福祉活動 8

第２節　第４期計画の振り返り 9

第２章　計画の基本的な考え方　11

１　計画の基本理念 12

２　３つの基本目標 13

３　施策の体系 14

第３章　具体的な取組　15

基本目標１　地域力を高める基盤づくり 16

１－１　福祉教育の推進 16

１－２　地域福祉活動を担う人材の育成 18

１－３　地域でつながる「場」づくり 20

基本目標２　みんなで支える地域づくり 22

２－１　包括的な支援体制の整備 22

２－２　多職種のつながりによるまちづくり 26

２－３　福祉ニーズに対応する支え合い活動の推進 28

基本目標３　安心して住み続けられる地域づくり 30

３－１　災害時における支援体制の整備 30

３－２　安心して暮らせるための支援の充実 32

第４章　成年後見制度利用促進計画　35

１　策定の背景 36

２　計画の位置づけ 36

３　成年後見制度とは 37

４　毛呂山町の成年後見制度について 38

５　町長申立について 38

６　毛呂山町の現状 39

７　制度の認知状況について 40

８　成年後見制度の利用促進 41

９　施策の目標について 43

第５章　再犯防止推進計画 45

１　計画策定の趣旨 46
２　現状と課題 46
３　計画の法的根拠と位置づけ 50
４　主な取組 51

第６章　計画推進のために 53

１　ＰＤＣＡサイクルによる評価の実施 54
２　計画の普及・啓発活動 55
３　連携体制の強化 55
４　推進体制の強化 55

資 料 編 57

資料１　地域福祉をめぐる現況 **58**
１　人口及び世帯 58
２　年齢別人口 59
３　福祉ニーズを有する住民の状況 61
資料２　住民アンケート調査の結果 **64**
１　調査の概要 64
２　調査の集計結果 65
資料３　策定体制 **76**
資料４　策定経過 **81**

第１章　計画策定にあたって

第１節　計画策定の概要

１　計画策定の趣旨

少子高齢化や核家族化の進展、生活スタイルの多様化などにより、地域のつながりが希薄化し、地域内あるいは家庭内において共に助け合い、支え合うといった機能が低下しているといわれています。

さらに、８０代の親が５０代の子どもの生活を支える「８０５０問題」や、介護や育児を同時に対応する「ダブルケア」、未成年者が介護等を行う「ヤングケアラー」、団塊の世代がすべて後期高齢者となる「２０２５年問題」などといった諸課題も顕在化してきております。

従来の制度においては、高齢者、障害者、児童、生活困窮者等といったそれぞれの分野ごとに分かれて支援が行われてきましたが、このような複合的な課題や制度の狭間にあるケースなど、これまでの相談支援体制では対応が難しい事例が増えております。

こうした社会状況の中、平成２９年度に、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（地域包括ケアシステム強化法）により社会福祉法が改正（平成３０年４月１日施行）され、地域共生社会の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備を目指すこととされました。

本町では、平成３０年度に「第４期毛呂山町地域福祉計画・毛呂山町地域福祉活動計画」（以下、「第４期計画」と言います。）を策定し、地域・町・社会福祉協議会、関係機関などがそれぞれの役割を果たすために連携し、様々な取組を実施してまいりました。

このたび、計画期間の満了に当たり、市町村が包括的な支援体制を構築するための規定の充実である社会福祉法の一部改正（令和３年４月１日施行）への対応や、国際的に豊かで活力ある未来を創る「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）※」に示す、「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現に向けた取組も必要となることから第５期計画を策定することとしました。

この計画は、「住民」と「地域」のための計画です。「地域生活」を豊かに満たしていくために、住民の皆さまが地域福祉活動に関心を持ち、人とひとが共に助け合い、支え合う地域共生社会の実現に向けた取組を進めるための計画として策定したものです。

※ケアラー・ヤングケアラーとは、一般に、高齢・障害、疾病等により支援が必要な家族・友人などを介護・看護・世話を無償で行う人のことをケアラーと呼ばれ、１８歳未満の子どものことをヤングケアラーと呼ばれています。

２　計画の性格と位置づけ

(1) 計画の性格

この計画は、社会福祉法第１０７条に規定する町の行政計画としての「毛呂山町地域福祉計画」と、同法第１０９条の規定に基づき設置された町の社会福祉協議会の「毛呂山町地域福祉活動計画」を併せた計画となっています。

両計画はともに地域福祉の推進を目指しており、住民と町及び社会福祉協議会が共通の理念をもって、連携・協働しながら各施策に取り組むことが効果的、効率的であることから、一体的に策定しているものであります。

本計画では、地域共生社会の実現に向けて、①人とひとが共に支え・助け合う合うことが大切であることを示し、②地域福祉について住民一人ひとりが考えていくことができる、③地域福祉推進に向けた目指す姿がわかりやすく、理解しやすい内容で書かれた計画としていくことに留意して策定しました。

○地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係性

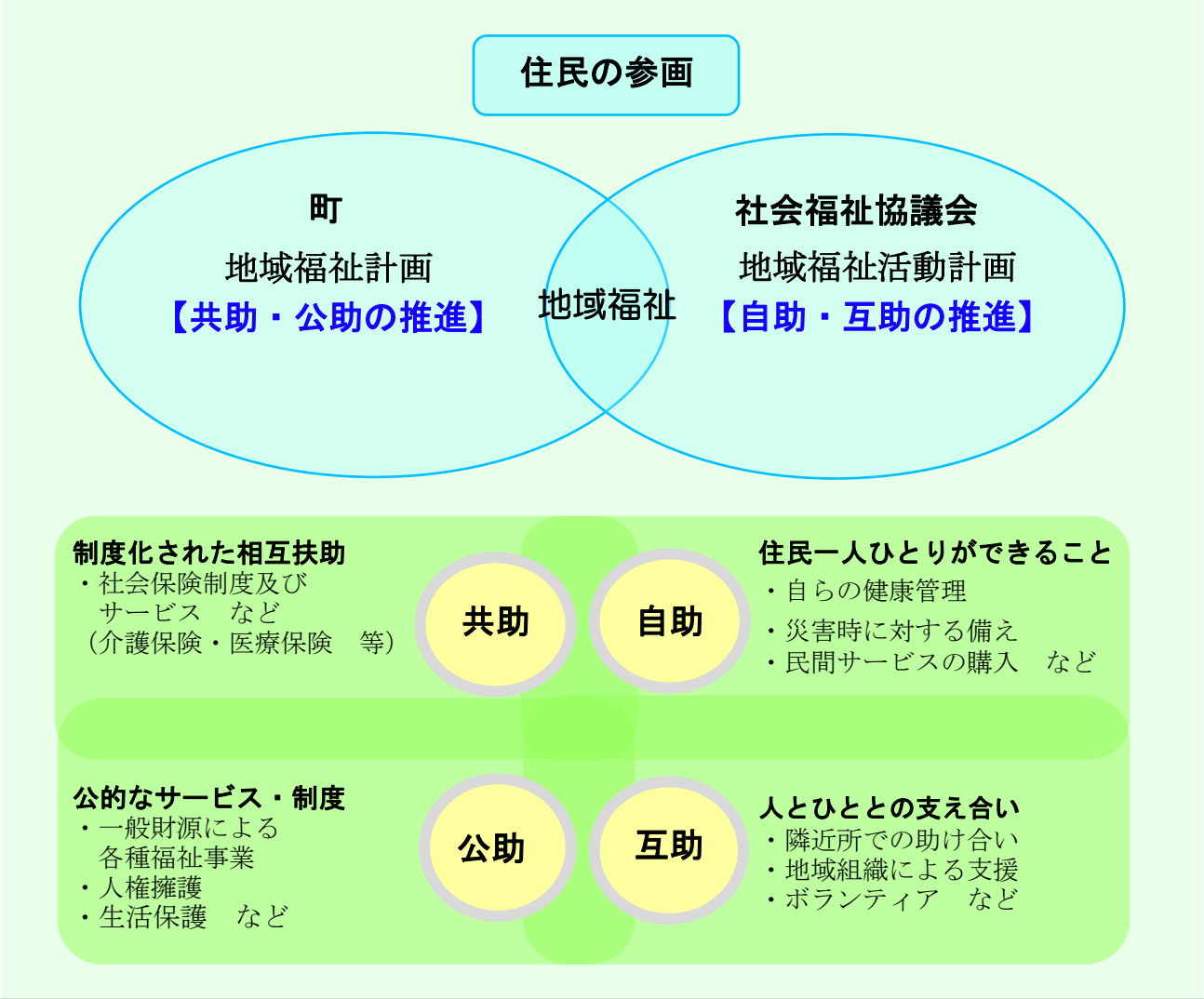

（2）計画の位置づけ

①地域福祉計画の位置づけ

毛呂山町地域福祉計画は、第五次毛呂山町総合振興計画を踏まえ、地域福祉の推進の理念や方針を明らかにする計画です。

地域福祉推進の主体である住民等が参加することによって、支援を必要とするすべての住民が抱える課題を解決できる地域をつくるために必要なサービスの内容や提供体制等の方向性を示しています。

なお、本計画より、成年後見制度の利用促進を図ることを目的として「成年後見制度利用促進計画」及び地域社会で生活する過去に犯罪を犯した人等に対する支援を進めることを目的とした再犯防止推進計画を一体的に策定いたします。

社会福祉法における地域福祉計画の位置づけ

（市町村地域福祉計画）

第１０７条　市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

１　地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
２　地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
３　地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
４　地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
５　地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

②地域福祉活動計画の位置づけ

毛呂山町地域福祉活動計画は、社会福祉協議会の呼びかけにより、地域において社会福祉に関する活動を行う者と社会福祉を目的とする事業を経営する者が相互に協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。行政計画に対して、具体的な推進項目を定め、事業等により地域福祉の推進を図ります。

地域福祉活動計画策定指針の概要（全国社会福祉協議会：平成 15（2003）年 11 月）

地域福祉活動計画とは、社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画であり、その内容は、福祉ニーズが現れる地域社会において、福祉課題の解決をめざして、住民や民間団体の行う諸々の解決活動と必要な資源の造成・配分活動などを組織だって行うことを目的として体系的かつ年度ごとにとりまとめた取り決めである。

③上位計画及び他計画との関係について

「毛呂山町地域福祉計画・地域福祉活動計画」は、第五次毛呂山町総合振興計画を上位計画としているため、総合振興計画のまちづくりの構想に沿った計画として策定します。

また、高齢者福祉や介護、児童福祉、子育て支援、障害福祉などの福祉分野における行政計画及びその他分野における関連計画との整合性・連携を図りながら、幅広い地域住民の参加と協力を基本として、住民の生活全般にわたる福祉向上を図ることを目標としています。

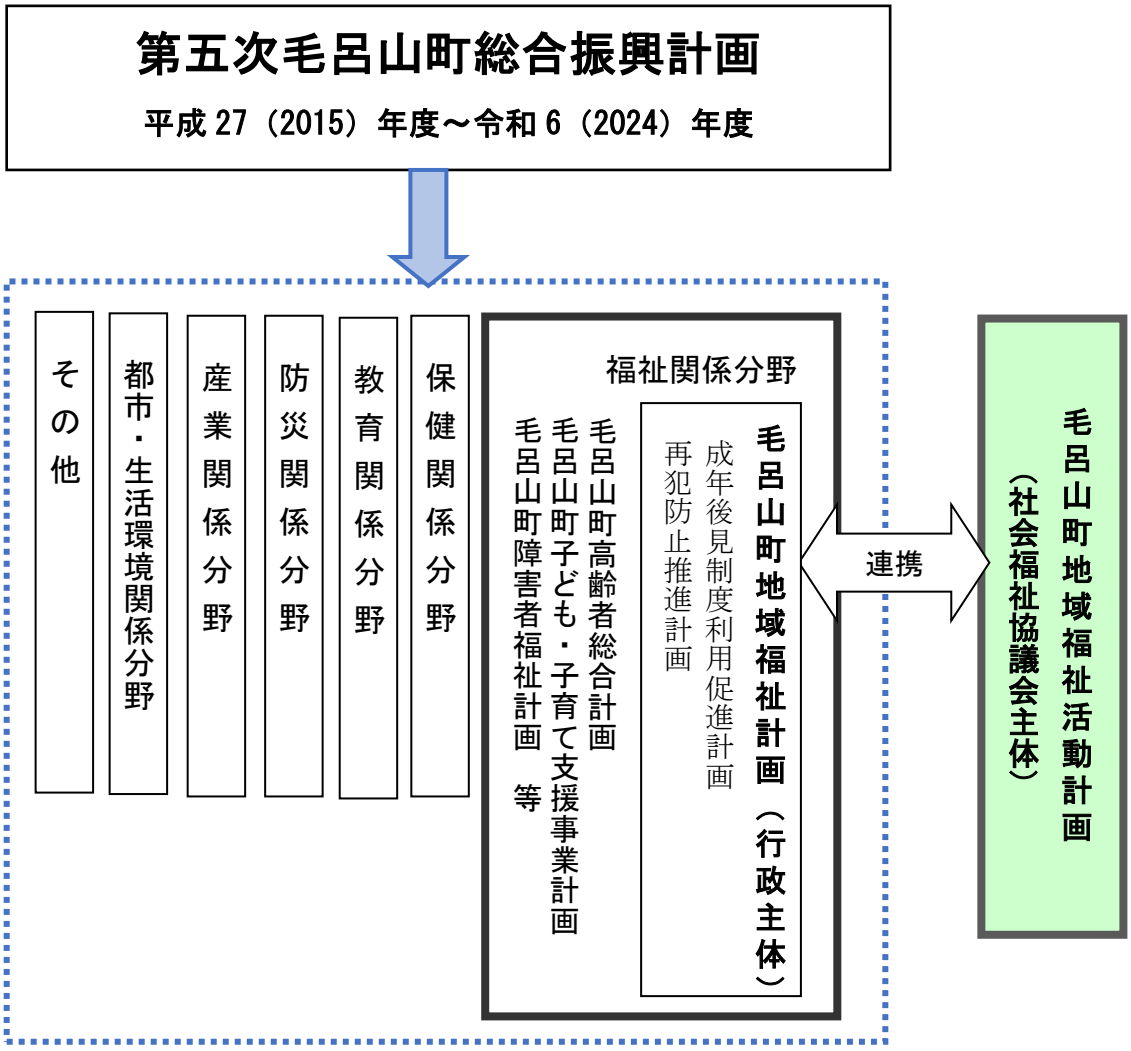

３　計画の期間

この計画の期間は令和５（２０２３）年度から令和９（２０２７）年度までの５か年計画です。地域の状況、社会情勢の変化に対応し、地域福祉を推進するため、毎年度計画の進捗状況を評価し、３年目を中間評価年度として、計画内容の見直しを行います。

４　福祉圏域の設定

福祉圏域とは、地域福祉を推進するために必要な仕組みや取組を効率的、効果的に展開するための地域の範囲を示します。

この範囲には、日常生活におけるちょっとした手助けや身近における日頃からの挨拶・交流など顔の見える範囲の圏域から、関係機関・団体と連携したより広い範囲で対応が必要な課題もあり、課題に応じた解決にふさわしい圏域を重層的に設定する必要があります。

福祉圏域の設定については、多様な地域・福祉課題を把握・共有し、課題解決に向けた住民主体の活動が具体的に展開していくことが必要となります。

毛呂山町では、「全町単位」、「小・中学校区単位」、「自治会・町内会単位」と重層的に圏域を設定し、それぞれの圏域における横断的な連携を図ることに加え、上層あるいは下層圏域と縦断的な連携を促進し、官民協働による地域福祉活動の更なる推進を目指します。

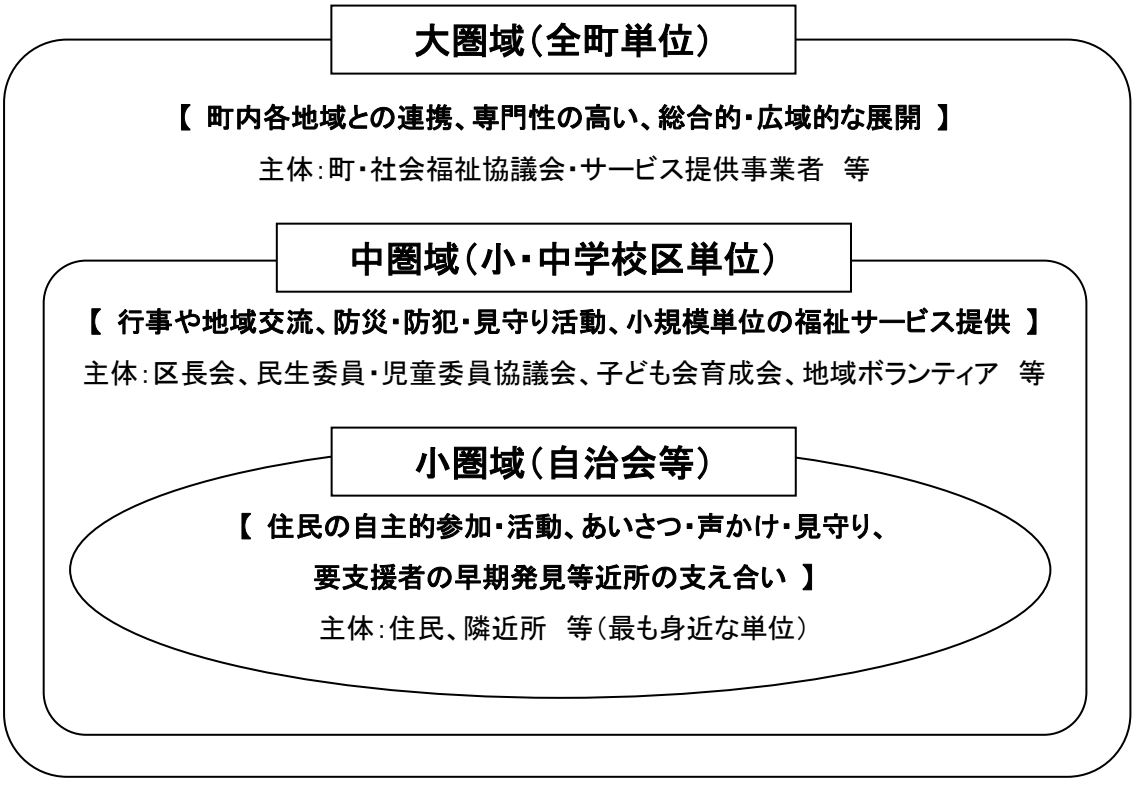

５　ＳＤＧｓの達成に向けた取組

ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）とは、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指した国際的な目標です。

このＳＤＧｓの「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現は、社会保障・社会福祉がこれまで進めてきた歩みや「地域共生社会」づくりにつながるものです。

ＳＤＧｓでは２０３０年を年限として、１７の共通目標を提示しています。社会福祉分野における事業や活動は、この目標のいくつかをすでに体現しています。

たとえばＳＤＧｓの目標１の「あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる」は、地域のなかの生活困窮者や貧困世帯の子ども等への支援に重なります。

目標３の「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を保障し、福祉を促進する」は、社会福祉事業や地域福祉活動そのものということが言えます。

ＳＤＧｓの１７の目標における取組を意識し、ＳＤＧｓの達成に貢献していきます。

【参考】持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）の概要

出典：外務省ＨＰ

６　新型コロナウイルス感染症と地域福祉活動

新型コロナウイルス感染症の影響により、私たちの生活は大きく変わりました。緊急事態宣言の発令により外出の自粛、イベントの開催自粛、そして人とひとが接触する機会を減らすなどの要請がされました。

そのため、地域福祉活動の基本となる人が集い、ふれあう対面でのコミュニケーションによる活動が大きく制約されることとなり休止や活動自粛を余儀なくされました。

しかしながら、地域課題やニーズへの対応や支援・サービスを必要としている人への福祉活動を止めることは、閉じこもりによる高齢者の虚弱化の進行、社会的孤立の深刻化、生活困窮やひきこもり、DV 等の増加につながる懸念があります。

このため、新型コロナウイルス感染症の影響による外出自粛などでも、つながりを途切れさせない活動について考え、感染拡大防止に配慮した地域住民等による福祉活動・ボランティア活動を展開してまいりました。

今後は、これまで以上に地域において人とひとが共に支え合い、つながりを持てるよう、新たな様式や創意工夫による地域福祉活動創出に努めていきます。

【コロナ禍で行われた取組の一例】

- **避難所開設訓練**・・・感染症流行時における災害発生を想定し、安全・安心な避難・誘導につなげるため、福祉避難所の設定や開設訓練を実施しました。
- **民生委員・児童委員協議会**・・・コロナ禍により対面での訪問が難しいことから、ポストに手紙（カード）を入れ、心配ごとや困りごとを相談できるようつながりを途切れさせない活動が行われました。
- **ふれあい・いきいきサロン事業**・・・感染症拡大に留意し、換気、消毒、検温、時間短縮等に配慮する他、敬老会等の集合型から、祝い品やクリスマスプレゼントの配布等に実施形態を変更するなど、地域の実情にあった方法で行われました。
- **給食サービス**・・・ひとり暮らしの高齢者を対象に、民生委員やボランティアが定期的に訪問することによる見守り活動並びに健康的な食生活を送るための支援を継続して実施しました。
- **オレンジカフェ**・・・認知症の人の居場所として、その家族がほっと一息つける場所として、専門職やボランティア、地域で支援する人が集える場所として、規模は縮小しましたが、感染対策を行いながら、つながりの場所が提供されました。

第２節　第４期計画の振り返り

本町では、平成３０（２０１８）年度から令和４（２０２２）年度を計画期間とする第４期毛呂山町地域福祉計画・毛呂山町地域福祉活動計画を中心に地域福祉の推進に取り組んできました。第５期計画を策定するにあたり、第４期計画を振り返り、策定時に掲げた４つの課題（目標）ごとに現状・成果・課題について、地域福祉に関する各種統計データや町民アンケート調査なども参考に次のとおり整理しました。

【課題（目標）（1）】「人づくり」、「支え合いの仕組みづくり」、「住民主体の地域づくり」を、より明確な形で進めること

住民相互のつながりの希薄化が進み、また、今般の新型コロナウイルス感染症の影響から地域活動、サロン運営などの取組が思うように展開できず、住民主体による活動への参加・参画機会の減少や福祉人材・担い手確保に課題が残りました。そのため、幅広い世代に対する福祉教育の推進により福祉人材・担い手の確保や新たな様式を取り入れるなどした地域・福祉活動の取組創出に努める必要があります。

【課題（目標）（2）】「我が事・丸ごと」の地域共生社会づくり

地域における、生活困窮、ひきこもり、虐待、ケアラーや８０５０問題などの地域生活課題が増加傾向となりました。そのため、相談支援や地域づくりなど、より重層的な支援体制を構築していくことが必要となります。地域住民との協働と多様な社会資源の創出・活用により、住民主体の支え合いの仕組みづくりを進めていくことが大切です。

【課題（目標）（3）】地域住民みんなが参加できる環境づくり

地域における安全対策の推進に向けて、防災・防犯や見守り組織などと平時からの連携に努め、民生委員・児童委員や自治会の協力により「災害緊急時要援護者カード」の作成を進め、災害時や緊急時の迅速対応に活用していけるよう取り組みました。しかし、近年多発する豪雨による災害の危険性の増加に対応するため、要援護者の把握や町及び自主防災組織との更なる連携を図るとともに、新型コロナウイルス感染症に代表する感染症流行時の避難・誘導及び避難所や災害ボランティアセンター※運営について見直す必要があります。また、住民の防災意識の向上に向けた取組みの推進や必要なときに必要な福祉・生活に関する情報を得られる環境を整備していく必要があります。

【課題（目標）（4）】新たな福祉課題への対応

住民が抱える課題などが複雑化・複合化（８０５０世帯※、介護と育児のダブルケア、ごみ屋敷等）し、地域や社会から孤立し、自ら支援を求めることができない人もいます。また、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、様々な地域課題が浮き彫りとなり、多くの方が生活に不安を抱えることとなりました。このような中で、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう成年後見制度の利用促進や生活困窮・子どもの貧困対策など幅広い権利擁護事業※を推進し、地域及び一人ひとりのつながりづくりを強化することで「誰ひとり取り残さない」地域をつくる必要があります。

※災害ボランティアセンターとは、災害発生時のボランティア活動を効率よく推進するための組織のことで、主に社会福祉協議会が立ち上げ・運営を担います。

※８０５０世帯とは、子供のひきこもりが長期化し、８０代の親が５０代の子供を養うといった状態に至り、親子共に経済的困窮や社会的孤立に陥ってしまう世帯で、これを８０５０問題ともいいます。またもう少し若い世代の場合は「７０４０問題」といいます。

※権利擁護事業とは、自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な障害のある人等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行う事業です。

第２章　計画の基本的な考え方

１　計画の基本理念

「人とひとがともに支え合い、安心して暮らせる地域づくり」

高齢化や単身世帯の増加、社会的孤立の影響など、社会構造の変化等も背景として、地域・家庭・職場といった生活のさまざまな場において、支え合いの基盤が弱まってきています。こうした中で、安心して生活をしていくためには、一人ひとりが地域の課題や実情を自分のことと考え、主体的に地域や福祉に関わる意識と関心を高めていくことで、支え・支えられる関係性を築いていくことが重要です。

以上のことから、本計画における基本理念を新たに「人とひとがともに支え合い、安心して暮らせる地域づくり」と定め、地域福祉を推進していきます。

【目指す地域や住民の姿】

区　分	実 績 値 令和４年度	目 標 値 令和９年度	評価方法
安心して暮らしていくために「近所の方とあいさつをするなど、日頃から交流する」人の割合を増やす	38.6%	80%	アンケート調査

２　３つの基本目標

基本目標１　地域力を高める基盤づくり

地域の強みを生かした住民主体の活動を促進し、支え合う・助け合う力を高められる地域づくりを目指します。

そのため、幅広い世代で福祉に触れる機会を増やしていくなど、福祉教育を充実させることで、福祉活動を担う人材の発掘・育成に努めます。

〔基本施策〕

- １－１　福祉教育の推進
- １－２　地域福祉活動を担う人材の育成
- １－３　地域でつながる「場」づくり

基本目標２　みんなで支える地域づくり

地域福祉活動に誰もが参加できる地域を目指します。

そのため、高齢者や障害者、子育て家庭、生活困窮者などの分野の枠にとらわれない相談や支援体制の充実を図り、住民相互による支え合い活動の推進に努めます。また、関係機関、企業・法人などとの連携を深め、みんなで支える地域社会を目指します。

〔基本施策〕

- ２－１　包括的な支援体制の整備
- ２－２　多職種のつながりによるまちづくり
- ２－３　福祉ニーズに対応する支え合い活動の推進

基本目標３　安心して住み続けられる地域づくり

誰もが住み慣れた場所で安心して暮らせる地域を目指します。

そのため、日頃からの災害への備え、災害や緊急時の支援体制の整備や、児童・高齢者・障害者等の権利擁護の推進を図ります。

〔基本施策〕

- ３－１　災害時における支援体制の整備
- ３－２　安心して暮らせるための支援の充実

３　施策の体系

基本目標	基本施策	施策の内容	頁
基本目標１ 地域力を高める基盤づくり	１－１ 福祉教育の推進	(1) 福祉の土壌を育む学びの場づくり	17
		(2) 多世代間交流による福祉教育の推進	17
	１－２ 地域福祉活動を担う人材の育成	(1) 多世代におけるボランティア活動推進	19
		(2) ボランティアセンター機能の充実	19
	１－３ 地域でつながる「場」づくり	(1) サロン事業及び世代間交流の促進	21
		(2) 住民交流拠点となる「場」の整備・充実	21
基本目標２ みんなで支える地域づくり	２－１ 包括的な支援体制の整備	(1) 相談機能の強化	24
		(2) 孤立・孤独を防ぐ仕組みづくりの推進	25
		(3) 生活困窮者等に対する支援の強化	25
	２－２ 多職種のつながりによるまちづくり	(1) 多職種多機関連携の推進	27
		(2) 企業や法人等との協働・連携	27
	２－３ 福祉ニーズに対応する支え合い活動の推進	(1) 自治会、民生委員・児童委員等との連携強化	29
		(2) 住民相互の支え合い活動の充実	29
基本目標３ 安心して住み続けられる地域づくり	３－１ 災害時における支援体制の整備	(1) 防災意識の啓発や自主防災組織との連携	31
		(2) 災害発生時の備えの充実	31
		(3) 災害ボランティアの育成	31
	３－２ 安心して暮らせるための支援の充実	(1) 権利擁護事業の推進	33
		(2) 虐待防止対策の推進	33

第３章　具体的な取組

基本目標１　地域力を高める基盤づくり

１－１　福祉教育の推進

【現況と課題】

これまで町や社会福祉協議会では、福祉に触れる機会や、福祉教育、彩の国ボランティア体験プログラム等を通じて、住民の福祉の心を育み、住民同士が相談し合ったり助け合ったりすることが自然とできる地域づくりを進めてまいりました。しかしながら、福祉に対する住民意識・関心の向上は常に重要な課題であり、コミュニティ※を支える人材は不足している状況です。

住民同士の助け合い・支え合いが自然と生まれる地域をつくるためには、福祉に関する知識を正しく学ぶ機会をつくることや地域の福祉に関心を持ち、自分の問題としてとらえて学ぶことが大切です。また、多世代間での交流を図ることや福祉に触れる機会を増やし、次世代の福祉の担い手確保につなげていくことが重要です。

【目指す地域や住民の姿】

区　分	実 績 値 令和４年度	目 標 値 令和９年度	評価方法
①地域や隣近所など身近で困っている人がいたら声を掛けていきたいと思う人の割合を増やす	―	―	アンケート調査
②自治会単位や少人数単位で福祉について学べる機会があれば参加してみたい人の割合を増やす	―	―	アンケート調査

※実績値及び目標値が空欄の項目は、次回改定時にアンケート調査を行います。

【施策の体系】

1-1
福祉教育の推進
- （1）福祉の土壌を育む学びの場づくり
- （2）多世代間交流による福祉教育の推進

※コミュニティとは、人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域及びその人々の集団。基本的には地域社会ないし共同社会の２つの概念を有します。

【施策の内容】

(1) 福祉の土壌を育む学びの場づくり

町内の小学校を福祉協力校、中学校をボランティア推進校と位置づけ、次世代の地域福祉を担う人材を育成する為、車いす等の福祉機器や当事者による講話などの学習を積極的に進めてまいります。

また、各学校間との連携強化を目的とした、「福祉協力校、ボランティア推進校連絡会議」を継続して実施します。

〔具体的取組〕

①福祉協力校・ボランティア推進校の活動支援 ②小中学校における福祉体験学習の推進

(2) 多世代間交流による福祉教育の推進

地域住民の“ふくし”への関心を高めることを目的に、勉強会やボランティア養成講座等の啓発活動を推進します。

また、自治会や団体等による自主的な活動に対し、出前講座や福祉体験備品※の貸出等を行うなどの支援を図ります。

福祉ふれあい体験（ボランティア体験学習）を通じて、“子ども”“障害”“高齢”等様々な分野に触れ、“ふくし”の理解を深める機会をつくり、子どもから大人まで様々な世代の交流活性化に努めます。

※「福祉体験備品」とは、点字器、高齢者疑似体験セット等の福祉体験学習に利用する備品です。

〔具体的取組〕

①　福祉ふれあい体験学習の充実 ②　自治会等における福祉教育の推進

１－２　地域福祉活動を担う人材の育成

【現況と課題】

地域福祉活動に参加する人の高齢化や固定化などにより、新たに参加する人が少なくなっているのが現状です。地域福祉計画・地域福祉活動計画策定のためのアンケート調査では、「活動内容や参加方法が分からない」が 17.6%、「情報をどこで得れば良いかわからない」が 9.7%という結果となりました。

このことから、地域福祉活動への理解促進を図るためには、活動の見える化やホームページや広報紙、チラシなどを作成し、分かりやすく情報を発信する必要があります。また、地域活動においては、「支え手」と「受け手」という関係で分かれるのではなく、一人ひとりが役割を持ち、共に支え・支えられる関係性を築き、活動への参加が自分自身の生きがいや、やりがいにつなげられるように進めていくことが大切です。

【目指す地域や住民の姿】

区　分	実 績 値 令和４年度	目 標 値 令和９年度	評価方法
①これまでに地域活動、ボランティア活動に参加したことがある人の割合を増やす	64.1%	80%	アンケート調査
②地域活動、ボランティア活動への参加を自分の成長・生きがいと思う人の割合を増やす	18.8%	40%	アンケート調査

【施策の体系】

1-2 地域福祉活動を担う人材の育成
- （1）多世代におけるボランティア活動推進
- （2）ボランティアセンター機能の充実

【実現に向けての主な目標】

区　分	現 状 令和４年度	目 標 令和９年度
ボランティア登録者数	７２名	１５０名

【施策の内容】

(1) 多世代におけるボランティア活動推進

幅広い世代（若年層や子育て世帯、高齢者世帯等）での担い手確保に向け、“ふくし”に関心を持つ人を増やしていく必要があります。そのためには、人とひとの支え合いの気持ちを育み、興味関心はあるが活動に結びついていない方にも情報が届くよう、広報紙やホームページ、SNS※を活用した広報活動に努めます。

また、ボランティア活動を推進することで、介護予防、地域の実情把握、活動者同士のつながりが出来る等の効果が見込まれます。技術の向上を目的とした研修会を実施し、継続的に活動できるボランティアの確保に努めます。

〔具体的取組〕

① 若年層へのボランティア活動事業 ② 各種ボランティア養成講座

※「SNS」とは「ソーシャル・ネットワーキング・サービス」の略で、人と人とのつながりを促進・サポートする、「コミュニティ型の会員制のサービス」のことです。

(2) ボランティアセンター機能の充実

ボランティアセンターの役割や各種ボランティア活動の周知・斡旋を行い、誰もが気軽に楽しく活動に取り組めるよう努めます。

また、若年層及び中・高校生や、大学のボランティアサークルとの連携を図り、福祉ふれあい体験をはじめ、ボランティア活動に触れるイベントを企画し、活動の楽しさや意義を知る機会を設けてまいります。

〔具体的取組〕

① 個人・団体ボランティア登録者の確保 ② ボランティア関係者連絡会議の開催 ③ ボランティア交流会の開催 ④ 福祉団体への支援 ⑤ 新たな様式による活動の場の創出

１−３　地域でつながる「場」づくり

【現況と課題】

近年、人とひととのつながりが希薄化し、地域の中に孤立している若年者、障害者、高齢者が増加傾向にあります。また、感染症等の影響から、地域活動や人との交流機会の減少も見られます。

地域力を高める事業では、「ふれあい・いきいきサロン」※を中心に、地域住民同士による「交流の場」づくり、また、生活支援体制整備事業※において、集会所や福祉施設、民間企業の店舗等を活用した、介護予防の一環である「通いの場」づくりを推進しています。

地域住民同士、お互いの顔がみえる関係づくりを深めるためにも、地域での交流活動の活性化を進めていく必要があります。

※ふれあい・いきいきサロンは、ひとり暮らしや、家の中で過ごしがちな高齢者等と、地域住民（ボランティア等）が、自宅から歩いていける場所で気軽に集い、協働で企画し活動内容を決め、ふれあいを通して生きがいづくり・仲間づくりの輪を広げること、また、地域の介護予防の拠点として機能する活動です。

※生活支援体制整備事業は、地域の住民や各種団体、企業の関係者など様々な人々が連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図って行くことを目標に、高齢者を支える地域づくりを進めています。

【目指す地域や住民の姿】

区　分	実 績 値 令和４年度	目 標 値 令和９年度	評価方法
定期的に開かれている通いの場の数を増やす	６か所	８か所	関係課に照会

【施策の体系】

1-3
地域でつながる
「場」づくり
- （1）サロン事業及び世代間交流の促進
- （2）住民交流拠点となる「場」の整備・充実

【実現に向けての主な目標】

区　分	現 状 令和４年度	目 標 令和９年度
ふれあい・いきいきサロン事業の拡大	４７地区	６０地区

【施策の内容】

(1) サロン事業及び世代間交流の促進

住民同士の交流の場等の新規立ち上げの支援を行い、気軽に通えるサロンの拡充に努めます。

また、現在実施しているサロン代表者との交流会の実施により、地域課題や福祉ニーズを把握し、関係機関との連携に努めます。

〔具体的取組〕

① ふれあい・いきいきサロン事業の拡大

(2) 住民交流拠点となる「場」の整備・充実

自治会や福祉施設、民間企業と連携し、空きスペース等を活用することで住民の交流拠点となる場の設置を推進します。

〔具体的取組〕

① 生活支援体制整備事業において地域における通いの場（サロン）の設置推進

通いの場　「あすなろサロン」

ふれあい・いきいいきサロン

基本目標２　みんなで支える地域づくり

２－１　包括的な支援体制の整備

【現況と課題】

現在、地域における生活課題において、自ら支援を求めることができず地域や社会から孤立してしまうなど、必要とされる支援に結びつかない状況が増えています。

このことから、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施し、地域や関係機関などと連携して、「誰一人取り残さない」セーフティネットの強化を図ることが必要となります。

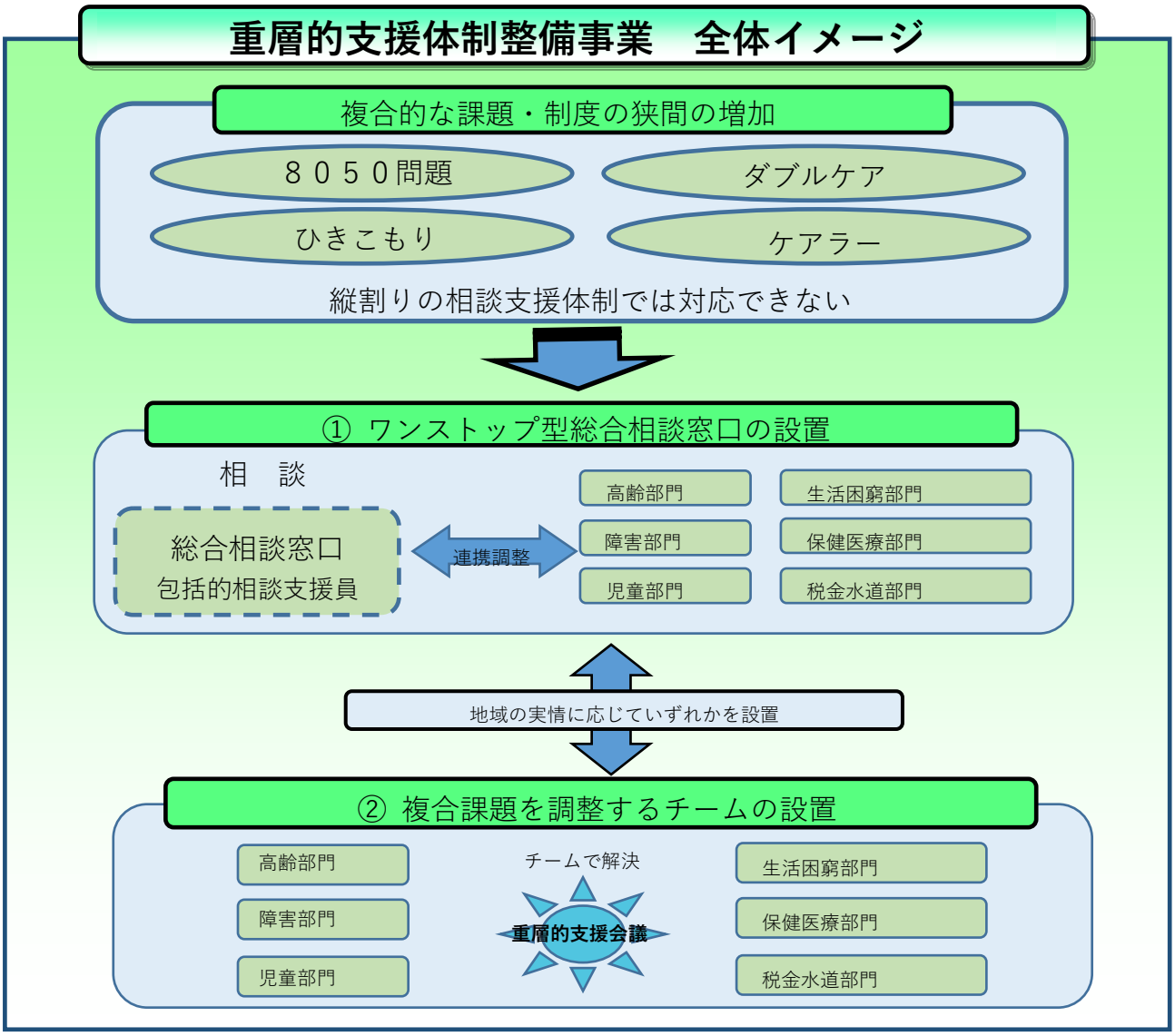

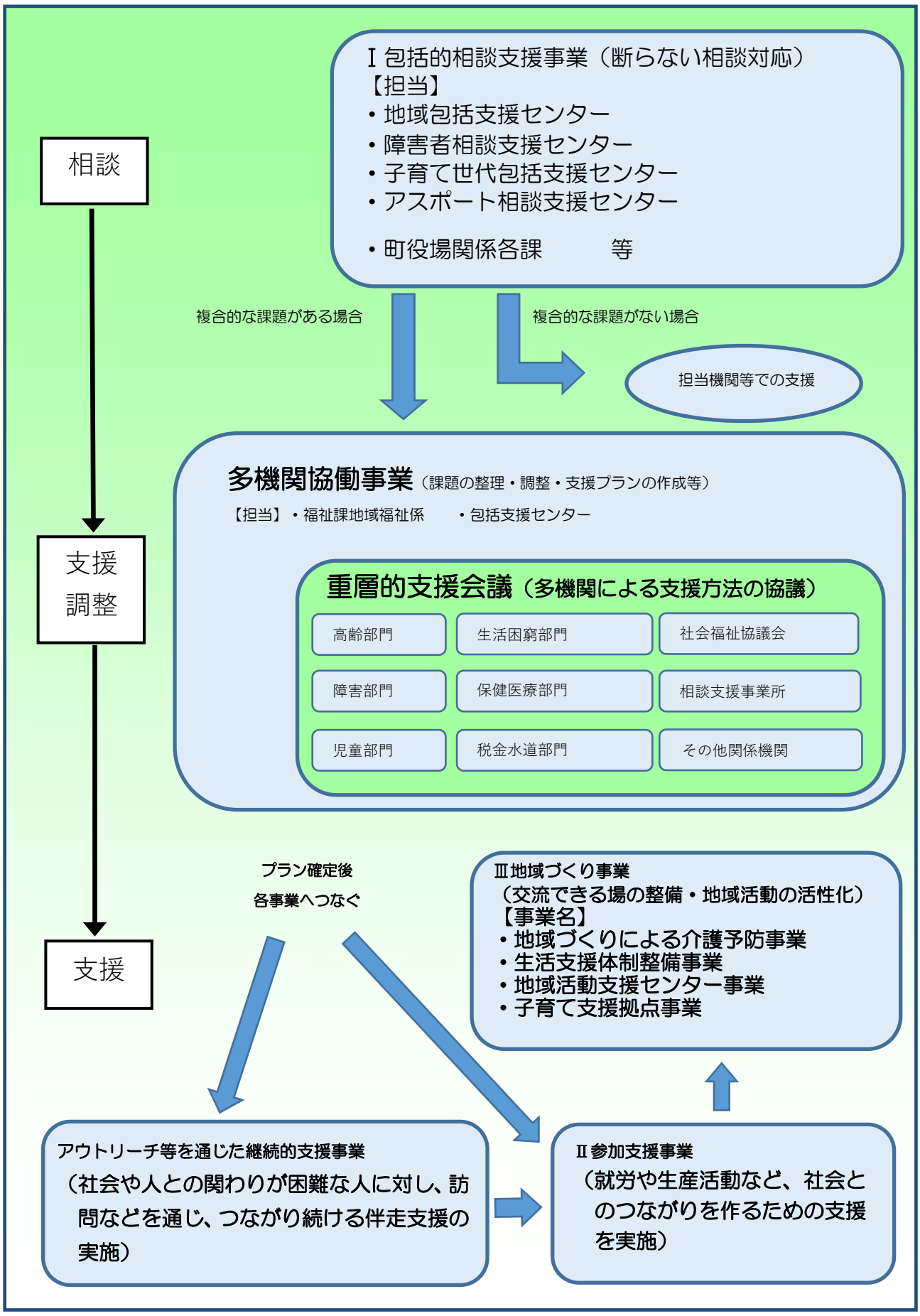
Ⅰ包括的相談支援事業（断らない相談対応）
【担当】
・地域包括支援センター
・障害者相談支援センター
・子育て世代包括支援センター
・アスポート相談支援センター
・町役場関係各課　　等
相談
複合的な課題がある場合
複合的な課題がない場合
担当機関等での支援
多機関協働事業（課題の整理・調整・支援プランの作成等）
【担当】・福祉課地域福祉係　・包括支援センター
重層的支援会議（多機関による支援方法の協議）
高齢部門
生活困窮部門
社会福祉協議会
障害部門
保健医療部門
相談支援事業所
児童部門
税金水道部門
その他関係機関
支援調整
プラン確定後
各事業へつなぐ
Ⅲ地域づくり事業
（交流できる場の整備・地域活動の活性化）
【事業名】
・地域づくりによる介護予防事業
・生活支援体制整備事業
・地域活動支援センター事業
・子育て支援拠点事業
支援
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
（社会や人との関わりが困難な人に対し、訪問などを通じ、つながり続ける伴走支援の実施）
Ⅱ参加支援事業
（就労や生産活動など、社会とのつながりを作るための支援を実施）

【目指す地域や住民の姿】

区　分	実 績 値 令和４年度	目 標 値 令和９年度	評価方法
①行政や関係機関などが相談しやすい環境であると思う人の割合を増やす	―	―	アンケート調査
②自分の地区の民生委員･児童委員の名前や活動内容を知っている人の割合を増やす	32.5%	65%	アンケート調査
③暮らしや福祉に関する情報を「得られている」人の割合を増やす	62.2%	90%	アンケート調査

※実績値及び目標値が空欄の項目は、次回改定時にアンケート調査を行います。

【施策の体系】

２－１
包括的な支援体制の整備
- （1）相談機能の強化
- （2）孤立・孤独を防ぐ仕組みづくりの推進
- （3）生活困窮者等に対する支援の強化

【施策の内容】

（1）相談機能の強化

住民にとって、相談しやすく、支援を受けやすい体制にするために、日頃から関係機関との横断的な連携を図ることで「断らない支援」につなげていきます。

また、課題の解決にむけた支援では、関係機関との連携と共に地域の社会資源の活用などにより、支援策を構築していくことに努めます。

〔具体的取組〕

① 包括的な支援体制（総合相談）の推進
② 障害者等相談支援センター※及び障害者就労支援センターの運営充実
③ 心配ごと相談所事業の周知

※障害者等相談支援センターは、障害児者及びその家族からの相談に応じ、障害福祉サービスの利用支援や、情報提供を行う他、相談支援事業者への指導・助言、虐待・権利擁護への援助等を行います。

（２）孤立・孤独を防ぐ仕組みづくりの推進

民生委員・児童委員や自治会、団体・企業・学校など官・民・学による日頃からの連携により、地域での孤立・孤独を防ぐ仕組みづくりに努めます。

また、福祉や生活の情報などを入手しやすい環境の整備に努めます。

〔具体的取組〕

① 地域における住民主体活動（地域見守りﾈｯﾄﾜｰｸ・地域ふくしｻﾎﾟｰﾀｰ※等）の推進
② 民生委員・児童委員、自治会との協働
③ ケアラー・ヤングケアラー支援体制の整備
④ ひきこもり支援体制の整備
⑤ 福祉関係情報の集約と広報活動の推進

（３）生活困窮者等に対する支援の強化

経済的問題や心身の障害、失業、家族の介護など複合的な生活上の課題を抱えている人が、安心して暮らせるよう関係機関と連携しながら一人ひとりの事情に合った総合的な相談・支援を行います。また、子育て世帯やひとり親世帯などにおける子どもの貧困課題に対し、関係機関と連携した支援に努めます。

〔具体的取組〕

① 包括的な支援体制（総合相談）の推進
② 生活困窮者自立支援制度※との連携（相談・支援業務を含む）
③ 共同募金運動※事業の実施
④ 多様な世帯（外国籍の方・ひとり親家庭等）に対する相談支援

※地域ふくしサポーターとは、高齢者を中心とした日常的な見守り及び地域課題・問題の早期発見、関係機関への連絡等を行う制度（地域ふくしサポーター制度）で、自治会単位で構成される地域住民主体の地域福祉活動です。

※生活困窮者自立支援制度とは、生活困窮者の自立促進を目的に自立支援事業の実施、生活困窮者住居確保、給付金の支給等、生活困窮者に対する支援を行い生活の向上を図る制度。平成 27（2015）年４月に施行された生活困窮者自立支援法が根拠法となっています。

※共同募金運動とは、各都道府県に設立された共同募金会が実施主体となり、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、社会福祉を目的とする様々な事業活動を支援する募金運動です。

２−２　多職種のつながりによるまちづくり

【現況と課題】

現在、町では、住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の強化に取り組んでいます。

つながりによるまちづくりをさらに構築していくためには、住民や地域、企業、法人、事業所、ボランティア団体などが地域活動に参加しながら、多くの専門職等と連携していくことが重要となります。

【目指す地域や住民の姿】

区　分	実 績 値 令和４年度	目 標 値 令和９年度	評価方法
町や社協、企業や法人が行う活動などに、地域住民が積極的に参加していくことが必要と思う人の割合を増やす	―	―	アンケート調査

※実績値及び目標値が空欄の項目は、次回改定時にアンケート調査を行います。

【施策の体系】

2-2 多職種のつながりによるまちづくり
- （1）多職種多機関連携の推進
- （2）企業や法人等との協働・連携

【施策の内容】

(1) 多職種多機関連携の推進

住民ニーズに対して、社会資源を有効活用しながら支援の質を高めていくことや、制度の狭間で取り残される人がいないようにする取組が大切です。

そのためには、町・社会福祉協議会及び社会福祉法人や民間企業等の専門機関とのネットワークを強化することにより、総合的・包括的な支援につなげていきます。

〔具体的取組〕

① 多職種が参加する支援検討のための会議（ケース会議、地域ケア会議※）の開催及び参加 ② 見守り協定の推進

※「地域ケア会議」とは、多職種　の専門職（社会福祉士、作業療法士、理学療法士、管理栄養士、薬剤師等）の協働の元で、（１）高齢者個人に対する支援の充実と、（２）それを支える社会基盤の整備を同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法として市町村や地域包括支援センターが開催する会議体のことです。

(2) 企業や法人等との協働・連携

社会福祉法人や民間企業等が行う地域貢献事業に、本町では、生活支援体制整備事業において、社会福祉法人と連携した移送支援事業や、民間企業との協働による移動販売事業を実施しています。このような取組を広げていくことで、新たな事業の創出や地域・社会資源の活用を進めます。

〔具体的取組〕

① 企業や法人等が実施する地域貢献事業との連携 ② 社会資源の活用及び福祉財源の確保

移動販売

移送支援

２-３　福祉ニーズに対応する支え合い活動の推進

【現況と課題】

地域での生活課題や福祉ニーズが多岐に渡っていることもあり、必要である支援やサービス提供につなげられないケースも増加傾向となっています。地域の実情や特性に応じて様々なニーズに対応していくため、住民一人ひとりが地域課題やニーズを自らのことと捉え、多様かつ持続可能な取組につなげることが重要となります。

そのため、地域住民同士の交流の場であり、地域生活課題やニーズなど多くの情報が集まるサロン事業などの活性化を図るとともに、地域住民や民生委員・児童委員との連携により、“ちょっとした異変”“ちょっとした困りごと”等の課題やニーズを早期に発見し、地域で解決方法を導けるよう支援をしていきます。

【目指す地域や住民の姿】

区　分	実 績 値 令和４年度	目 標 値 令和９年度	評価方法
①福祉の問題に対して町と住民が協働して取り組むべきであると思う人の割合を増やす	46.3%	70%	アンケート調査
②住民主体の見守りや訪問活動などの支え合い活動が必要と思う人の割合を増やす	37.1%	75%	アンケート調査

【施策の体系】

2-3
福祉ニーズに対応する
支え合い活動の推進
- （1）自治会、民生委員・児童委員等との連携強化
- （2）住民相互の支え合い活動の充実

【実現に向けての主な目標】

高齢者困りごと援助サービス事業※

区　分	現 状 令和４年度	目 標 令和９年度
活動件数	６７件	１４０件
活動時間	６７時間	１４０時間
協力会員	６０人	９０人

※高齢者困りごと援助サービスとは、単身高齢者または高齢者世帯に対して簡易的な生活支援（買い物代行、部屋の掃除、電球交換等）を行うサービスのことです。

【施策の内容】

(1) 自治会、民生委員・児童委員等との連携強化

自治会長（福祉委員）や民生委員・児童委員と連携し、地域課題を早期に発見することで、様々な支援・サービスへつなげることができます。地域の要となる方々との連携を強化してまいります。

〔具体的取組〕

① 地域における住民主体活動（地域見守りﾈｯﾄﾜｰｸ・地域ふくしｻﾎﾟｰﾀｰ等）の推進 ② 民生委員・児童委員（協議会）との連携強化

(2) 住民相互の支え合い活動の充実

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活ができる体制づくりを推進するために、「生活支援体制整備事業」を実施しています。この事業では、「生活支援コーディネーター※（地域支え合い推進員）」を配置し、地域ニーズの把握に努め、生活支援の体制整備に向けた調整・連携を行っています。さらには、新たなサービスや取組の企画・提案を行う「協議体」を運営し、福祉ニーズに対して、「フォーマルサービス」のみではなく、「インフォーマルサービス」の充実や、地域住民の通いの場の展開を目指し、事業の充実を図ります。

※生活支援コーディネーターとは、高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者をいいます。また、福祉活動の担い手養成や社会資源の発掘を担います。

〔具体的取組〕

① 生活支援体制整備事業の充実 ② 高齢者困りごと援助サービス事業の充実 ③ 毛呂山町ゆずっこ助け合いサービス事業※の充実

※毛呂山町ゆずっこ助け合いサービス事業とは、介護保険サービスの一環として、高齢者の自宅に訪問し、家事や生活支援を行うボランティアサービスで、訪問型サービスＢと呼ばれています。

基本目標３　安心して住み続けられる地域づくり

３－１　災害時における支援体制の整備

【現況と課題】

近年、全国各地で多くの災害（地震・水害等）が発生しています。埼玉県では令和元年の台風第１５号及び第１９号（令和元年東日本台風）で甚大な被害を受けました。

災害時では、高齢者や障害者などの避難行動要支援者の避難誘導や声掛け等の支援が大きな課題となっています。災害発生時は町や関係機関などの対応が即時に地域へ行き届かないことも予想されることから、地域住民一人ひとりの意識向上や住民同士の交流など、日ごろから協力し合える関係性を築いておくことが必要となります。

また、災害時などの緊急時に備え、防災訓練への参加や防災意識向上に向けた防災教育の普及、的確な情報提供に努めるとともに、「災害ボランティアセンター」の機能充実を図ることが必要になります。

【目指す地域や住民の姿】

区　分	実 績 値 令和４年度	目 標 値 令和９年度	評価方法
①自治会で防災訓練に参加している人の割合を増やす	29.4%	50%	アンケート調査
②災害時の協力体制について、一人で避難できない方などの支援方法について、地域のみんなで考える人の割合を増やす	22.2%	45%	アンケート調査

【施策の体系】

3-1
災害時における支援体制の整備
- （1）防災意識の啓発や自主防災組織との連携
- （2）災害発生時の備えの充実
- （3）災害ボランティアの育成

【実現に向けての主な目標】

区　分	現 状 令和４年度	目 標 令和９年度
災害ボランティア登録者数	３７人	１５０人

【施策の内容】

(1) 防災意識の啓発や自主防災組織との連携

災害発生時には、町や関係機関による救助・支援には、限界があります。これを補うには、自主防災組織をはじめ、住民同士による声かけや避難誘導等の助け合いができる仕組みが必要です。

そのため、平時から災害について学ぶ機会をつくり、防災意識の向上や、有事の際の迅速な対応につなげていけるよう努めていきます。

〔具体的取組〕

① 自治会・自主防災組織との連携強化
② 防災教育（イツモ防災講座等）の普及

(2) 災害発生時の備えの充実

避難行動要支援者の把握及び支援体制構築について、関係課・部署と連携していきます。

さらに、災害発生時を想定した、防災訓練の実施、実際の災害発生時に迅速な対応が行えるよう的確な情報の発信に努めます。

〔具体的取組〕

① 避難行動要支援者の把握
② 実際を想定した防災訓練等の実施
③ 避難所（福祉避難所含む）開設訓練の実施
④ 防災・災害情報の発信

(3) 災害ボランティアの育成

災害時協力ボランティア人材確保のため、ボランティア養成講座やフォローアップ講座を実施します。また、訓練や講座を行うことで、リーダー的な役割を担える人材を育成し、適正な災害ボランティアセンター運営に努めます。

〔具体的取組〕

① 災害ボランティアセンター訓練の充実
② 災害ボランティアの登録
③ 災害ボランティア養成講座の実施

３-２　安心して暮らせるための支援の充実

【現況と課題】

少子高齢化や単身世帯の増加などの背景から、家族や親族、近隣住民などの人との関わりが希薄化し、住み慣れた地域で安全に、自分らしく生活を継続することへの支援ニーズが高まってきています。

そのため、権利擁護に関する事業の推進や成年後見のニーズに応えられる体制づくりが重要となります。

また、子ども、高齢者、障害者に対する虐待は、家庭や施設など、多くが閉鎖的空間で行われることから気付きにくく、深刻なケースに発展することもあります。虐待を早期に発見し対応していくためには地域、町・関係機関、学校などとの連携を強化していくことが必要となります。

【目指す地域や住民の姿】

区　分	実 績 値 令和４年度	目 標 値 令和９年度	評価方法
①成年後見制度について、名前も制度内容も知っている人の割合を増やす	14.7%	50%	アンケート調査
②「障害者虐待防止法」「高齢者虐待防止法」「児童虐待防止法」の言葉を聞いたことがある人の割合	18.4%	40%	アンケート調査

【施策の体系】

3-2 安心して暮らせるための支援の充実
- （1）権利擁護事業の推進
- （2）虐待防止対策の推進

【施策の内容】

(1) 権利擁護事業の推進

認知症や判断能力が低下した高齢者や障害者の増加が予想される中、「成年後見制度利用促進計画」を策定し、総合的・計画的に施策の推進に努めます。

また、自ら判断してサービスを選択したり、契約することが困難な方への支援を行うサービスとして実施している「福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）」の利用促進を図ります。

〔具体的取組〕

① 成年後見制度の利用促進（成年後見制度利用促進計画（P.35～）参照）
② 市民後見人※養成事業の実施
③ 法人後見事業※の充実
④ 福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）の充実

※市民後見人制度とは、成年後見制度において、成年後見人の候補者として専門家ではなく、ボランティアが後見業務を行う制度のことです。

※法人後見事業とは、社会福祉法人や社団法人、NPO などの法人が成年後見人、保佐人もしくは補助人になり、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行う事業です。

(2) 虐待防止対策の推進

地域包括支援センター、保健センターや民生委員・児童委員などと連携し、高齢者、障害者及び児童の虐待防止に努めるとともに、相談窓口についての周知を図ります。

地域ぐるみによる虐待の早期発見・早期対応に向けて、児童相談所や町への通告義務があることも含め、広く周知していきます。

また、児童虐待においては、「要保護児童対策地域協議会」を通じて、虐待の早期発見・早期対応に取り組みます。

〔具体的取組〕

① 包括的な支援体制（総合相談）の推進
② 虐待防止に関する啓発（広報紙による情報提供等）
③ 児童虐待通報ダイヤル「１８９（いちはやく）」の周知
④ 「要保護児童対策地域協議会」※との連携

※要保護児童対策地域協議会とは、児童虐待の予防、早期発見および児童とその家族への支援を、関係機関の連携に基づいて援助するシステムです。本町では「毛呂山町要保護児童対策地域協議会」として児童虐待防止に努めています。

第４章　成年後見制度利用促進計画

１　策定の背景

成年後見制度は、認知症や知的障害、精神障害など判断能力が低下または不十分であるために、本人による適切な判断が出来ないことによって、権利や財産が損なわれることが無いように、当事者の権利を擁護するために設けられた制度です。

平成１２年の制度開始以降、認知症高齢者等の増加に伴いその重要性が高まる一方で、制度の複雑さや金銭的な負担などから、なかなか周知されにくい面もありました。

平成２８年には「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行し、自己決定の尊重、身上保護の重視といった成年後見制度の理念が尊重され、平成２９年には国の「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されました。

また、これにより概ね令和３年度までに「当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（市町村成年後見制度利用促進基本計画）」を定めるよう努めることと、利用促進に向けて必要な体制の整備を講ずることが明示されました。

２　計画の位置づけ

本計画は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第１４条の当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画として位置づけます。

また、成年後見制度の主な利用対象者は「認知症高齢者」「知的障害者」「精神障害者」であり、その領域は「高齢者総合計画」で定める高齢者福祉・介護保険の分野と「障害者福祉計画」で定める障害者福祉の両分野にわたるため、それら両計画の上位計画にあたる「地域福祉計画・地域福祉活動計画」と一体的に策定することにより、進行管理の効率化や横断的・重層的な支援を踏まえた施策につながることを見込みます。

なお、本計画の期間は令和５年度から令和９年度の５年間とします。

３　成年後見制度とは

成年後見制度は、認知症や知的障害、精神障害など判断能力が低下または不十分であるために、当事者の権利や財産が損なわれることが無いように、選任された支援者（成年後見人等）により、法律面や生活面において支援する制度です。

成年後見制度は大きく分けて法定後見制度と任意後見制度に分かれます。

①法定後見制度

法定後見制度は、判断能力が既に低下している人に対して利用する制度です。家庭裁判所に対して、判断能力が不十分であり代理人による支援（成年後見人等）が必要である旨を申立することで、家庭裁判所がその状況を勘案し適する人を選任します。

判断能力低下の程度により「後見」「保佐」「補助」と３つの類型に分かれており、その類型により代理人（後見人等）が行える行為の範囲が異なります。

因みに、家庭裁判所に申立が出来るのは原則として、本人及び４親等以内の親族とされています。

【法定後見制度の３類型】

	後見	保佐	補助
対象となる人	判断能力が 常に欠けている人	判断能力が 著しく不十分な人	判断能力が 不十分な人
選任される代理人	後見人	保佐人	補助人

②任意後見制度

任意後見制度は、判断能力が低下した場合に備えて、判断能力が十分あるうちに、あらかじめ自身で選んだ代理人（任意後見人）と契約を交わしておきます。契約内容は、判断能力が低下した場合に自分に代わってしてもらいたいことを決めておきます。本人の判断能力が低下した際には、家庭裁判所に申立を行い、任意後見監督人を選任してもらいます。契約していた代理人（任意後見人）は家庭裁判所による任意後見監督人の選任がされたのち効力が生じます。

また、代理人（任意後見人）が行うことが出来るのは、あらかじめ契約にて取り決めた事項のみです。

４　毛呂山町の成年後見制度について

毛呂山町を管轄するさいたま家庭裁判所飯能出張所の管内には飯能市・日高市・鳩山町・越生町・毛呂山町の５市町があります。

【飯能出張所管内の令和３年度成年後見制度（累計）利用者数一覧】

本人の住所	法定後見合計	後見	保佐	補助
飯能市	１１０	７９	２０	１１
日高市	３６	３０	４	２
鳩山町	２６	２４	２	０
越生町	２３	１８	３	２
毛呂山町	２１２	１９３	１６	３

集計期間：令和３年１月１日～令和３年１２月３１日

出典：さいたま家庭裁判所　令和３年度市区町村別成年後見制度利用者一覧表（管内別・類型別）

毛呂山町の利用者が突出して多くなっています。この背景には町内に高齢者・障害者・救護（生活保護）など多数の入所施設や、大きな精神科病院などが存在することがあります。

この一覧表には本人の居所において申請する場合も含まれているため、住民票上の住所と一致しない場合や、住所地特例に該当して他市町村の援護で入所している人も多いと思われますが、利用者数からみただけでも特筆すべきものがあります。

５　町長申立について

成年後見制度では、申立できる人は原則として、４親等内の親族とされています。しかしながら、身寄りが無い場合や４親等内の親族は居るものの、様々な理由で申立に協力出来ない場合、また、虐待事案等で早急に申立が必要な場合などには、市町村長が申立を行うことが出来ることとされています（老人福祉法第３２条、知的障害者福祉法第２８条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第５１条の１１の２）。

【飯能出張所管内の市町村長申立件数】

市町村	令和元年			令和２年			令和３年		
区分	高齢	障害	計	高齢	障害	計	高齢	障害	計
埼玉県	347	64	411	363	50	413	353	64	417
飯能市	2	2	4	6	1	7	3	0	3
日高市	2	0	2	2	1	3	5	0	5
鳩山町	1	0	1	0	0	0	3	0	3
越生町	3	0	3	2	0	2	1	1	2
毛呂山町	4	1	5	5	0	5	4	0	4

集計期間：各年１２月末日時点

出典：成年後見制度利用促進飯能地区協議会資料

６　毛呂山町の現状

当町の高齢化率は令和３年度中に３５％を超え、同年度中には６５歳～７４歳の前期高齢者人口を７５歳以上の後期高齢者人口が上回りました。推計では令和７年度まで高齢者人口は増加し続けますが、その後も高齢化率は増加し続け、令和２２年度には４４．５％に達すると予想されています。

療育手帳所持者（知的障害者）数、精神障害者保健福祉手帳所持者（精神障害者）数ともに増加傾向にあります。

【当町の高齢者人口及び障害者手帳所持者数等の推移】

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
高齢者人口	11,256	11,415	11,514	11,602
うち介護保険認定者数	1,429	1,536	1,619	1,706
療育手帳所持者（知的障害）数	343	356	367	369
精神障害者保健福祉手帳所持者数	310	329	344	358
自立支援医療（精神通院）受給者数	538	597	631	623

集計期間：各年１０月１日時点

高齢者人口は年々増加しており、それに伴って認知症を発症する人の数も増えてきています。療育手帳所持者（知的障害者）数は微増傾向、精神障害者保健福祉手帳所持者（精神障害者）数は増加傾向ですが、知的障害者の平均年齢が上昇すれば、今まで面倒を看ていた親の年齢も上がり、出来ない事も増えてきますので、成年後見制度の需要はさらに高まると予想されます。

7　制度の認知状況について

障害者福祉計画を策定するにあたり令和元年度に実施したアンケート調査では、成年後見制度の認知度について調査しております。

【成年後見制度について知っていますか】

	知的障害者	精神障害者
利用している，知っている	39.5%	36.8%
知らない	48.6%	55.2%

同年度実施した高齢者実態調査でも、在宅で生活する高齢者に対し、成年後見制度についての以下の質問項目を設け調査をおこないました。

【成年後見制度について知っていますか】

	要介護認定なし	要介護認定あり
知っている	34.0%	32.4%
聞いたことがあるがよく知らない	42.7%	35.1%
聞いたこともない	16.2%	20.0%

成年後見制度の認知度については、「聞いたことがあるがよく知らない」と「聞いたこともない」と回答した人の割合を合わせると半数を超え、制度の周知が必要なことがわかります。

【（判断能力が低下したとき）成年後見制度を利用したいですか】

	要介護認定なし	要介護認定あり
既に利用している，なるべく早く利用したい，認知症になったら利用したい	15%	10.9%
利用したくないが、やむを得ない	16.1%	10.8%
利用したくない	24.8%	26.3%
わからない	34.8%	41.2%

自身が認知症等で認知能力が低下した場合に、成年後見制度を利用したいかという質問に対しては「わからない」と回答した人の割合が最も多い結果となりました。成年後見制度については利用希望の有無にかかわらず、制度を知ったうえで判断能力が低下した場合のことを考えていく必要があり、住民に対しての周知・啓発が今後一層重要になります。

【成年後見制度について課題は何だと思いますか（複数回答可）】

	要介護認定なし	要介護認定あり
後見人になってくれる人がいない	7.0%	6.5%
申立をおこなう人がいない	3.8%	3.7%
手続きが大変そうである	27.5%	31.0%
制度の内容がよくわからない	30.0%	23.7%
お金がかかりそう （申立費用・後見人報酬など）	18.9%	22.2%
後見人が信用できない	13.3%	11.0%
どこで相談してよいかわからない	21.6%	20.7%
わからない	26.2%	31.0%

成年後見制度の課題についての質問は、「制度の内容がわからない」と回答する人の割合や制度についての課題自体が「わからない」と回答する人の割合が高くなっていることから、成年後見制度についての理解を深めてもらうことが必要です。

また、「どこで相談してよいかわからない」と回答する人の割合も多かったことから、相談窓口を認識してもらうことも重要です。

上記の調査から、当面は成年後見制度の周知・啓発のための「広報機能」と、成年後見制度を理解し、相談してもらうための「相談機能」の整備を優先的に行う必要があると考えられます。

８　成年後見制度の利用促進

当町の高齢者・障害者に関する状況や成年後見制度に関する国の動向などを踏まえ、当町においても、成年後見制度を必要とする人が適切に利用できるよう、国の成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見制度の利用促進に努めます。

具体的には次の３点を整備することで、成年後見制度の利用を促進します。

（１）地域連携ネットワークの整備

権利擁護支援が必要な人を把握し、相談に応じ、成年後見制度の利用に結びつけるために、地域における福祉・医療・法律・行政等の関係者が連携し、情報交換や情報共有を図り、協働できる体制として「地域連携ネットワーク」を整備します。

（２）中核機関の設置

「地域連携ネットワーク」の機能を最大限に活用するために、ネットワークの中で中核的に動く存在として「中核機関」を設置します。

「中核機関」には地域連携ネットワークの事務局としての機能のほか、以下の４つの機能を有することとします。

①広報機能

成年後見制度に関する、周知・普及啓発・理解促進などに取り組み、広報紙への掲載や講座の開催など住民に対しての情報提供に努めます。

②相談機能

住民からの一般的な成年後見に関する相談のほか、関係機関や医療機関からの相談、申立や書類作成についての相談、他の権利擁護制度の紹介など各種相談に応じられるように努めます。

③成年後見制度利用促進機能

相談の中から、本人の抱えている問題やニーズを見出し、本人に相応しい成年後見人の候補者を探すこと（マッチング）や、適切な支援方針を立てて関係者と共有することで、利用者にとってメリットの実感できる制度となるように努めます。

また、市民後見人を養成し、活躍の場を整備することで、新たな担い手の育成と支援体制を整え、社会福祉協議会の福祉サービス利用援助事業や法人後見事業とも連携を目指します。

④後見人支援機能

親族後見人の支援など、家庭裁判所や社会福祉協議会のほか、専門職団体など関係機関の協力を得ながら後見人の支援に取り組みます。

中核機関の整備については、最初は①広報機能と②相談機能からはじめ、徐々にその機能を拡大していくことを目指します。また、機能によって実施主体を変更させること（機能分散型）も含め、段階的に拡充できるように体制を整えていきます。

（３）「協議会」等の設置

成年後見制度について大局的な見知から検討するため、「協議会」等の設置を検討します。

９　施策の目標について

【取組指標・推計】

		実績値 （令和３年）	見込値 （令和４年）	推計値 （令和５年）	推計値 （令和９年）
町長申立件数	高齢者	6	6	7	8
	障害者	0	0	1	2
報酬助成件数	高齢者	3	4	5	6
	障害者	1	1	1	2
地域連携ネットワークの整備		検討	準備	整備	運用
中核機関の設置			準備	設置	運用
市民後見人の養成			周知	養成講座	フォローアップ
協議会等の設置		検討	検討	準備	運用

第５章　再犯防止推進計画

１　計画策定の趣旨

埼玉県内の刑法犯の認知件数は、平成１６年をピークに減少し続ける一方で、刑法犯検挙人数に占める再犯者の割合は減少していません。

犯罪や非行をした人の中には、貧困や疾病、生育環境等、様々な生きづらさを抱え、安定した仕事や住居のない人、高齢者や障害者など立ち直りに多くの困難を抱える人が少なくありません。こうした人に対する課題に対応し、その再犯を防止するためには、刑事司法関係機関のみならず、国、地方公共団体、民間団体等が緊密に連携し協力する必要があります。

こうした中、平成２８年１２月、「再犯の防止等の推進に関する法律」が制定され、平成２９年１２月には国の「再犯防止計画」が策定されました。

埼玉県では、令和３年３月「埼玉県再犯防止推進計画」を策定したところであり、本町としても基礎的自治体としての役割が極めて重要であり、本計画を策定・推進することで、地域社会で生活する犯罪をした人等に対する支援を進めるものであります。

２　現状と課題

令和２年度の西入間警察署管内の刑法犯での検挙者総数は２６８人で、うち初犯者が１３９人、再犯者が１２９人で、再犯率は４８．１％（図３）となっています。

同年度での埼玉県内の検挙者総数は１０，１０３人で、うち初犯者が４，８６７人、再犯者が５，２３６人で、再犯率は５１．８％（図２）となっております。全国では５０．６％（図１）の再犯率となっています。

全国的にも刑法犯での検挙者数は減少していますが、検挙者数に占める再犯者数の割合（再犯者率）は横ばいから上昇傾向にあります。

令和２年度の刑法犯検挙者数を年齢別に見ると、最も多いのが６５歳以上（全国２５．３％：図４、埼玉県２４．９％：図５、西入間警察署管内２８．４％：図６）となっており、高齢化の進展に伴い、検挙者に占める高齢者の割合が高いことが示されており、年齢に応じた支援が求められております。

図１：全国における刑法犯・検挙者数及び再犯者の推移

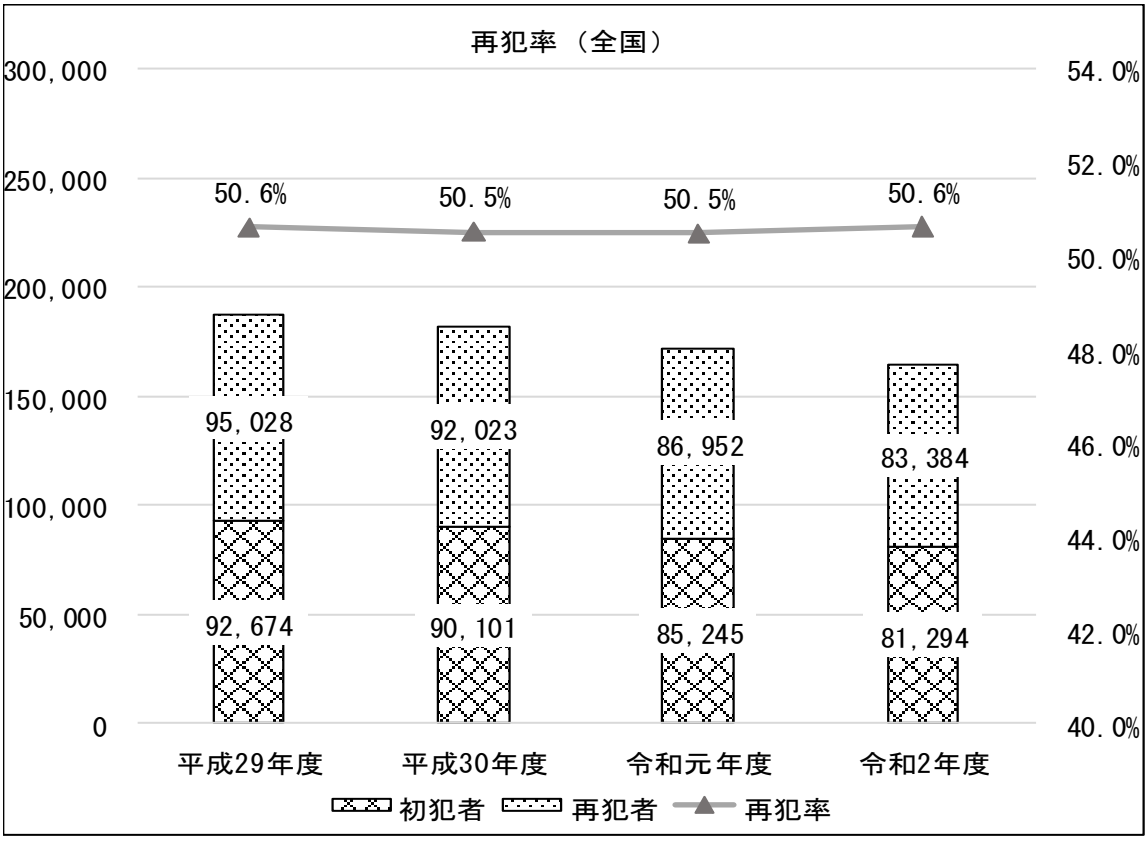

図２：埼玉県内における刑法犯・検挙者数及び再犯者の推移

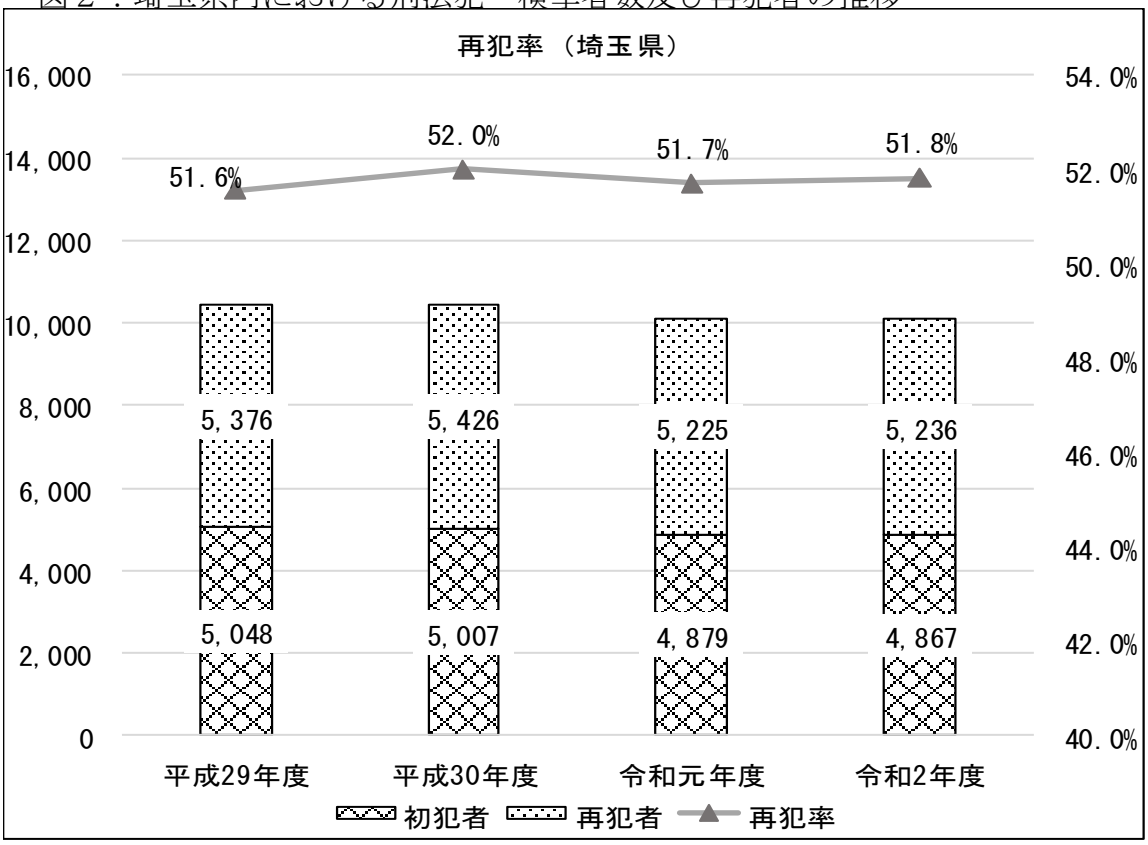

図３：西入間警察署内における刑法犯・検挙者数及び再犯者の推移

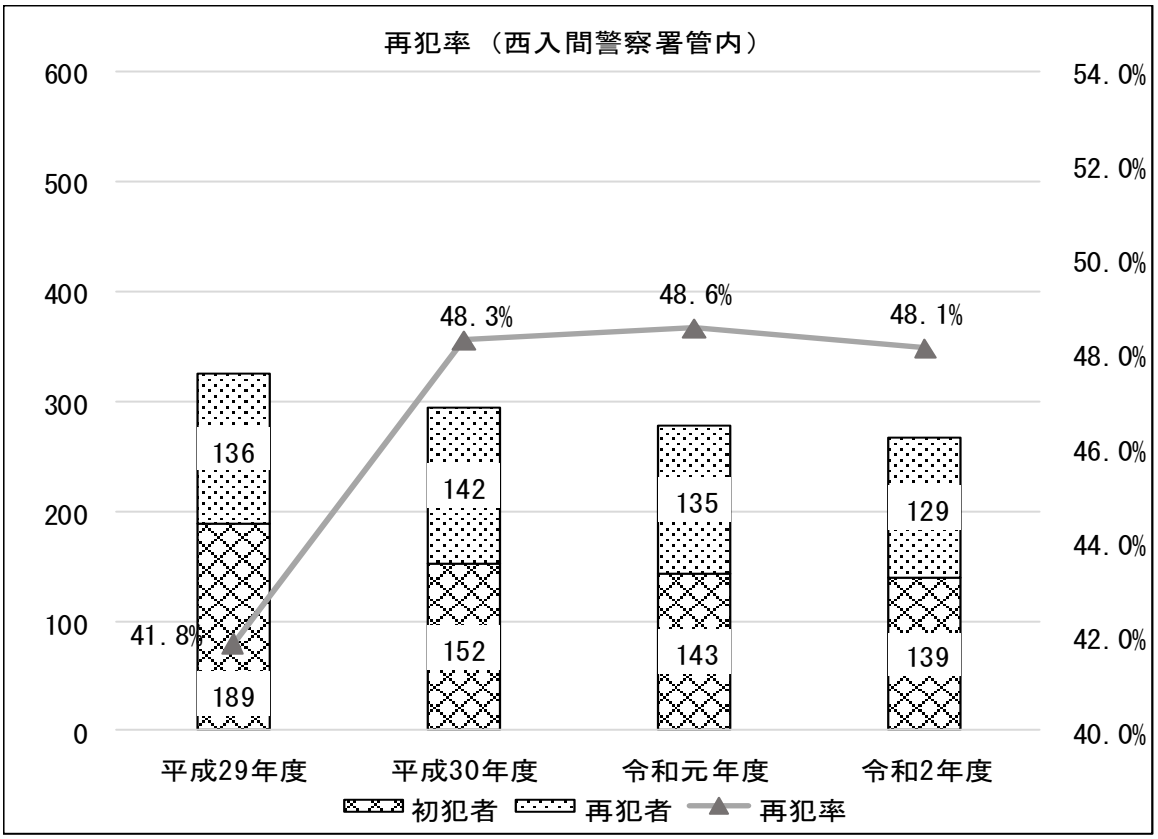

図４：全国の年齢別刑法犯検挙者数の推移

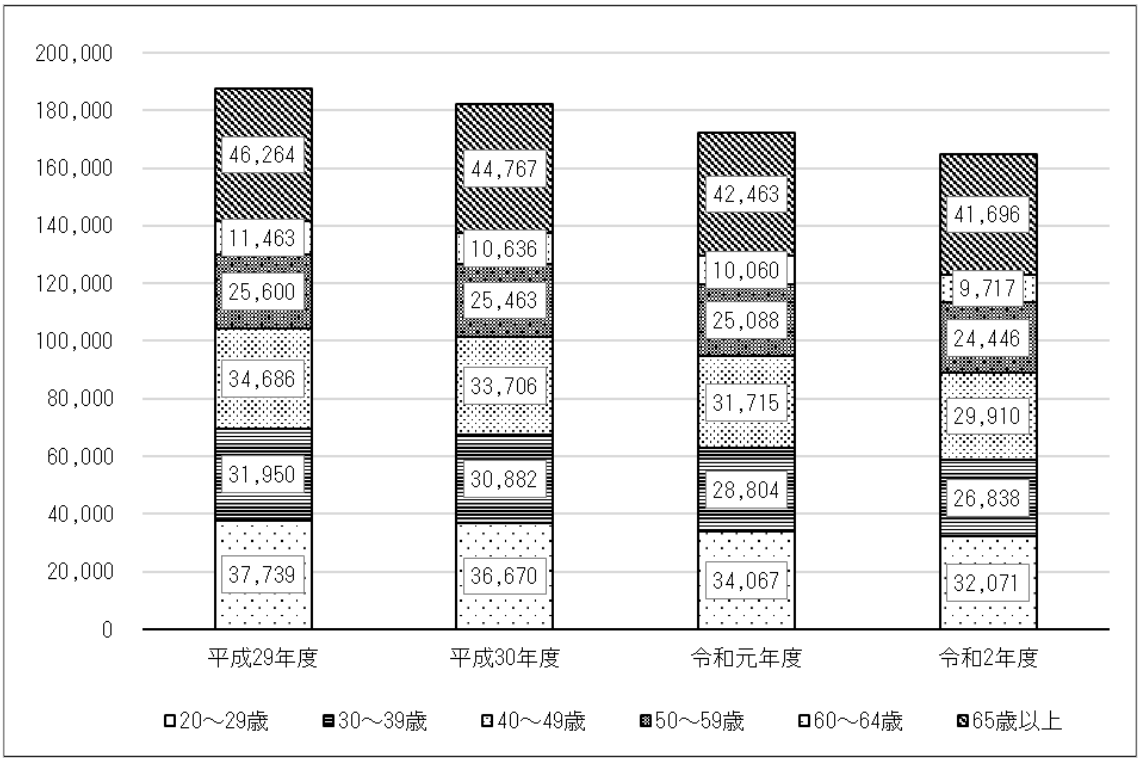

図５：埼玉県内の年齢別刑法犯検挙者数の推移

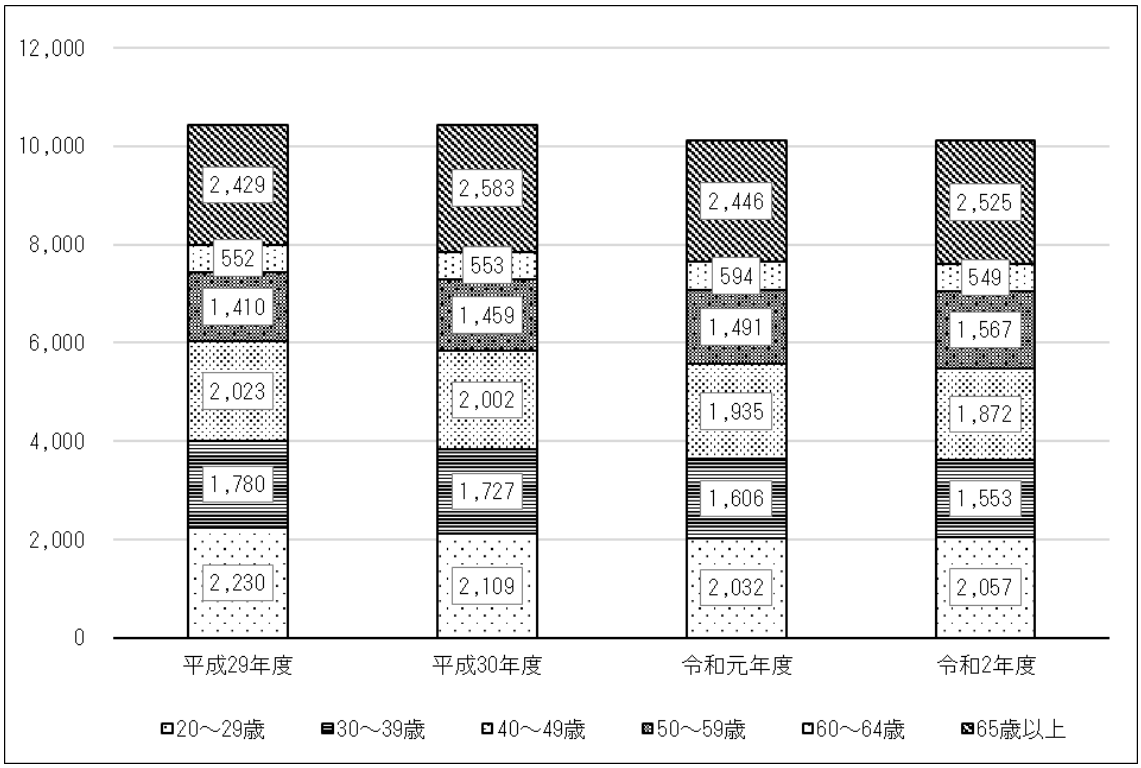

図６：西入間管内の年齢別刑法犯検挙者数の推移

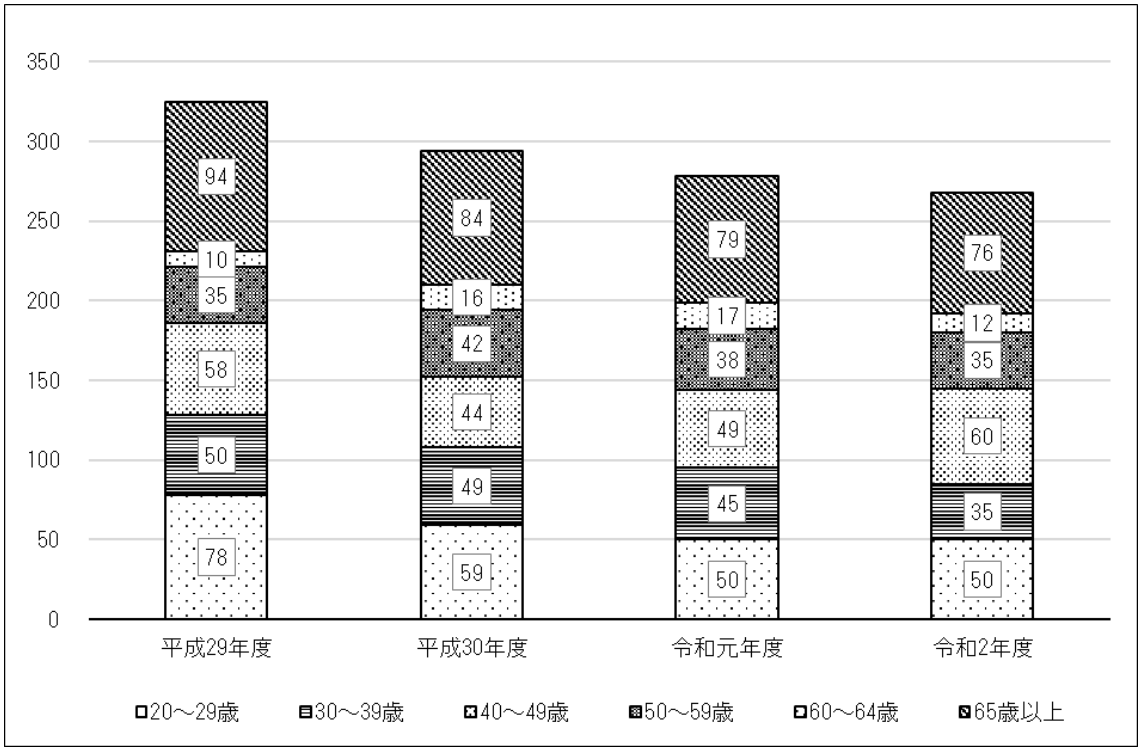

３　計画の法的根拠と位置づけ

(1) 計画の法的根拠

この計画は、再犯の防止等の推進に関する法律第８条第１項に規定する「地方再犯防止計画」として策定します。

再犯の防止等の推進に関する法律
第８条　都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
２　都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(2) 計画の位置づけ

この計画は、地域福祉計画と一体的に作成し、再犯の防止等の推進に関する法律第８条第１項に規定する「地方再犯防止計画」を兼ねるものとします。

４　主な取組

①　保護司会、更生保護女性会との連携（福祉課）

保護司は、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。保護司は、民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性を生かし、保護観察官と協働して保護観察にあたるほか、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行っています。

更生保護女性会は、地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体です。

保護司会の活動を支援し、更生保護女性会の活動に協力することにより、再犯防止の推進に努めます。

②　社会を明るくする運動（福祉課）

保護司会及び更生保護女性会と連携し、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深めるよう、「社会を明るくする運動」を推進します。

③　生活困窮者自立支援（社会福祉協議会、アスポート相談支援センター）

犯罪や非行をした人に対して、生活困窮者自立支援法に基づき、相談や就労支援、学習支援等各種支援を行います。

就労の確保に向け、アスポート相談支援センターやハローワーク等と連携し、就職に向けた相談・支援等の充実を図ります。

④　学校等と連携した児童生徒の非行の未然防止（福祉課、学校教育課）

保護司と学校関係者、地区の民生委員・児童委員、主任児童委員の連携・協力体制を進めます。

⑤　保健医療・福祉サービスの利用推進（保健センター、高齢者支援課、福祉課、社会福祉協議会）

保健センターや地域包括支援センター、社会福祉協議会、相談支援センターなどと連携し、適切な医療、福祉サービスに繋げるなどの支援を実施します。

⑥　薬物の乱用防止（保健センター、埼玉県坂戸保健所）

保健所とも連携し、薬物乱用防止に関する正しい知識の普及・啓発に努めます。

第６章　計画推進のために

１　ＰＤＣＡサイクルによる評価の実施

この計画を着実に推進するため、「毛呂山町地域福祉計画推進委員会」において、毎年度、関連施策・事業の実施状況を報告するとともに、３年目となる令和７（2025）年度に中間評価として施策・事業の点検を行い、必要に応じて施策事業に係る数値目標等の見直しを行います。

また、令和８（2026）年度にアンケート調査を実施し、「目指す地域や住民の姿」として掲げた目標値の達成状況を評価します。そして、計画改定年となる令和９（2027）年度に最終評価を行います。

評価にあたっては、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Action（改善）の４段階を繰り返すことによって、施策・事業を継続的に改善するＰＤＣＡサイクルを用いて点検・管理を行います。

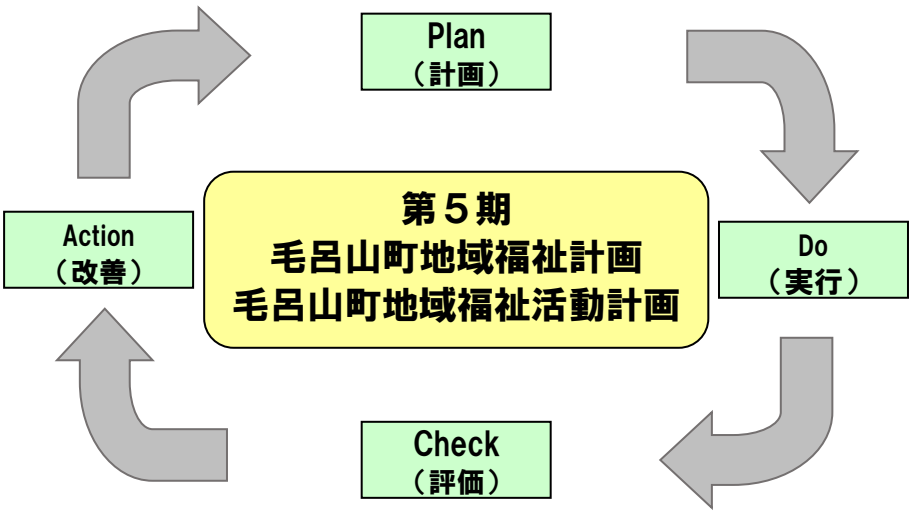

区　分	令和５（2023）年度	令和６（2024）年度	令和７（2025）年度	令和８（2026）年度	令和９（2027）年度
進行管理内容	実績報告	実績報告	中間評価 施策・事業の見直し	実績報告 アンケート調査実施	最終評価 計画改定

２　計画の普及・啓発活動

地域福祉を推進する上で、計画の目指す方向性や具体的な取組について、町民や計画に関係する全ての人が共通の理解を持つことが必要です。

このため、広報紙やホームページを通じて、広く町民に周知し、普及に努めます。

３　連携体制の強化

福祉分野のみならず総合的な支援を行えるよう、学校教育、社会教育、防災・防犯、コミュニティ振興、経済（商業振興）など様々な分野における部署との連携を進めるとともに、保健所、児童相談所、警察、家庭裁判所などとの連携を強化します。

また、住民・自治会や各種団体、社会福祉法人や福祉サービス事業者においても地域福祉に関する理解を高め、より多様な主体による地域福祉への参画を促進します。

４　推進体制の強化

本町では、社会福祉協議会が福祉事業の主要な担い手となっています。今後、福祉ニーズは量的に拡大し、内容としても複雑・多様化していくことが見込まれます。

将来にわたって効率的で安定的な事業運営を行っていくため、既存事業の見直し・改善と新たなサービスの開発を行いながら、財源及び職員体制の強化に努めます。

資 料 編

資料１　地域福祉をめぐる現況

１　人口及び世帯

（１）総人口

令和 2（2020）年 10 月 1 日現在の本町の総人口は 35,366 人です。平成 7（1995）年以来、減少傾向にありますが、平成 22（2010）年から平成 27（2015）年にかけて減少幅が大きくなっています。

図　総人口の推移（各年 10 月 1 日現在）

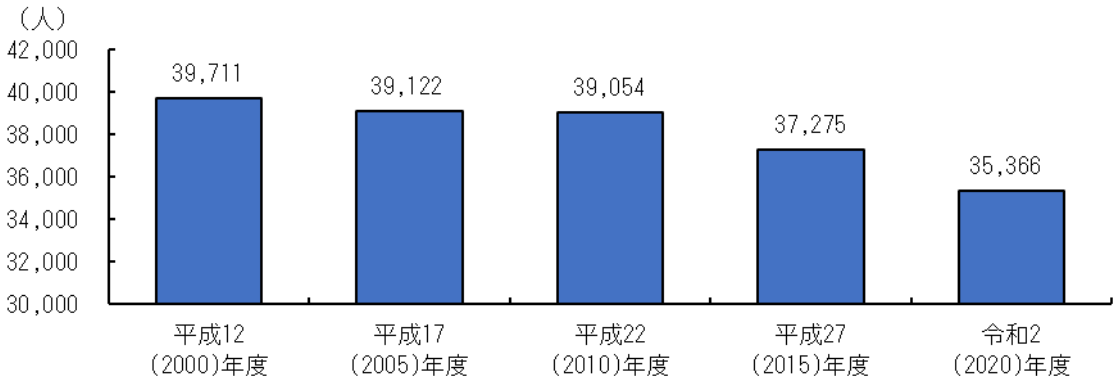

資料：国勢調査

（２）世帯数及び世帯人員

令和 2（2020）年 10 月 1 日現在の世帯数は 15,764 世帯で増加傾向にありますが、1 世帯あたりの人数（世帯人員）は減少傾向にあり、令和 2（2020）年は 2.24 人となっています。

図　世帯数及び世帯人員の推移（各年 10 月 1 日現在）

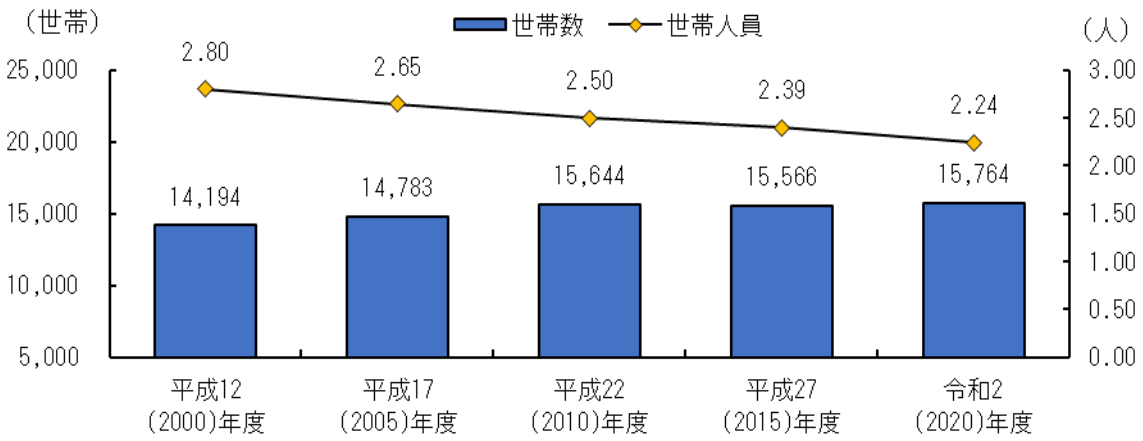

資料：国勢調査

２　年齢別人口

（１）年齢３区分別人口構成

令和 2（2020）年 10 月 1 日現在の人口を年齢 3 区分別にみると、年少人口（15 歳未満）が 2,960 人（8.6%）、生産年齢人口（15～64 歳）が 19,956 人（57.8%）、老年人口（65 歳以上）が 11,594 人（33.6%）となっています。

これを過去からの推移でみると、年少人口及び生産年齢人口が減少し、老年人口が増加する、いわゆる少子・高齢化の進行がみられます。

図　年齢３区分別人口比率の推移（各年 10 月 1 日現在）

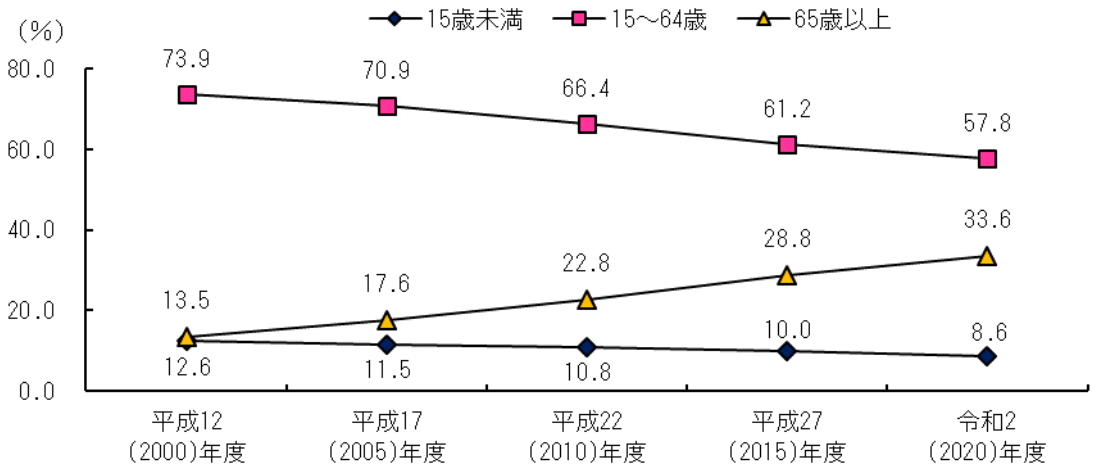

資料：国勢調査

表　年齢３区分別人口の推移（各年 10 月 1 日現在）　　単位:人

区分	平成 12 (2000) 年度	平成 17 (2005) 年度	平成 22 (2010) 年度	平成 27 (2015) 年度	令和 2 (2020) 年度
15 歳未満	4, 984	4, 477	4, 228	3, 677	2, 960
15～64 歳	29, 349	27, 534	25, 893	22, 713	19, 956
65 歳以上	5, 368	6, 823	8, 885	10, 694	11, 594
小　計	39, 701	38, 834	39, 006	37, 084	34, 510
年齢不詳	10	288	48	191	856
総人口	39, 711	39, 122	39, 054	37, 275	35, 366

資料：国勢調査

（２）高齢者数及び高齢化率の将来推計

人口推計結果によると、高齢化率は今後とも増加し続け、令和 3（2021）年の 34.9%から令和 12（2030）年には 38.4%になることが予測されています。

また、65 歳以上人口を前期高齢者（65～74 歳）と後期高齢者に分けてみると、65 歳以上人口は増減しながら推移するのに対し、後期高齢者数は一貫して増加していくものと予測されます。

図　高齢者数及び高齢化率の将来推計

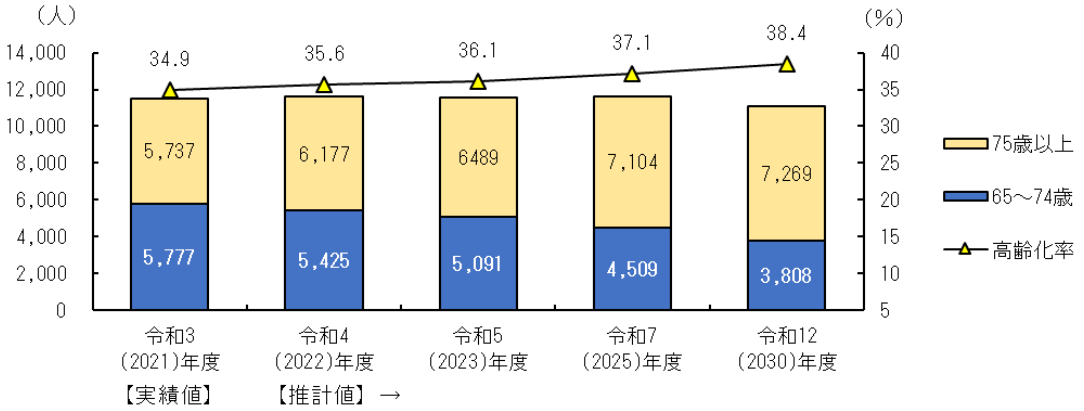

資料：「第 8 期毛呂山町高齢者総合計画」（令和 3（2021）年 3 月）

（３）合計特殊出生率

令和 3（2021）年の本町の合計特殊出生率は 0.75 であり、全国（1.30）及び埼玉県（1.22）に比べて低い水準となっています。また、これを過去からの推移でみると、年々減少の傾向にあります。

図　合計特殊出生率の推移

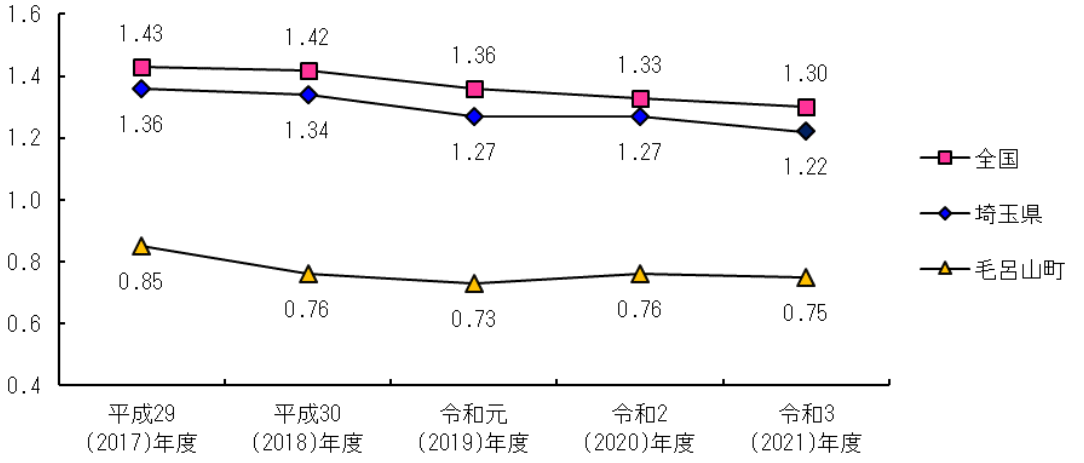

資料：坂戸保健所

3　福祉ニーズを有する住民の状況

（1）要支援・要介護認定者数の推移

令和 3（2021）年の要支援・要介護認定者数は 1,640 人で、年々増加の傾向にあります。これを要介護度別にみると、各年とも要介護 1 が最も多くなっています。

図　要支援・要介護認定者数

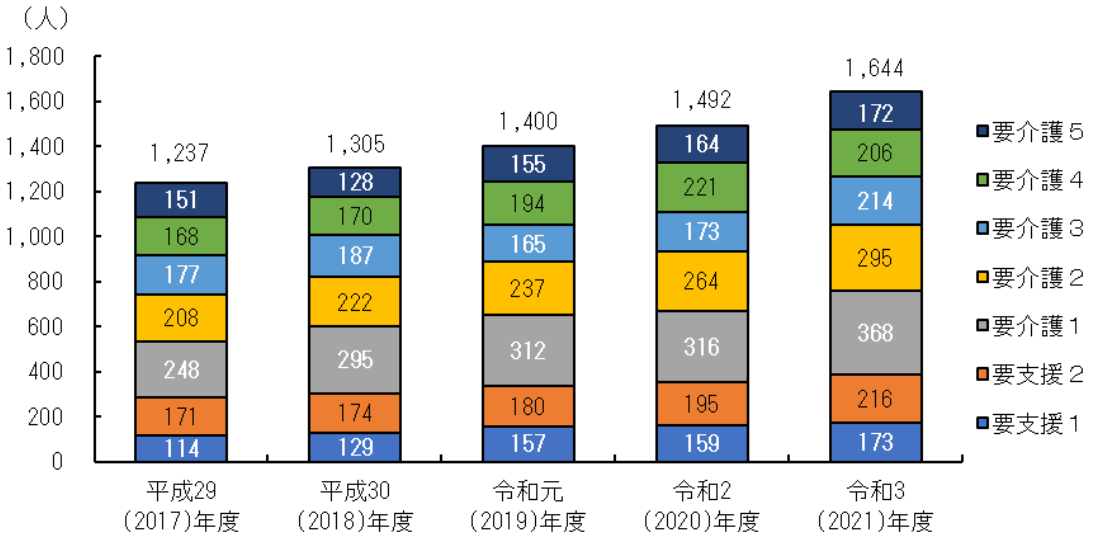

資料：毛呂山町高齢者支援課

（2）障害者手帳所持者の推移

令和 3（2021）年の障害別の人数は身体障害者（身体障害者手帳所持者）が 1,210 人、知的障害者（療育手帳所持者）が 374 人、精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者）が 383 人となっています。

図　障害別の手帳所持者数の推移（各年度末現在）

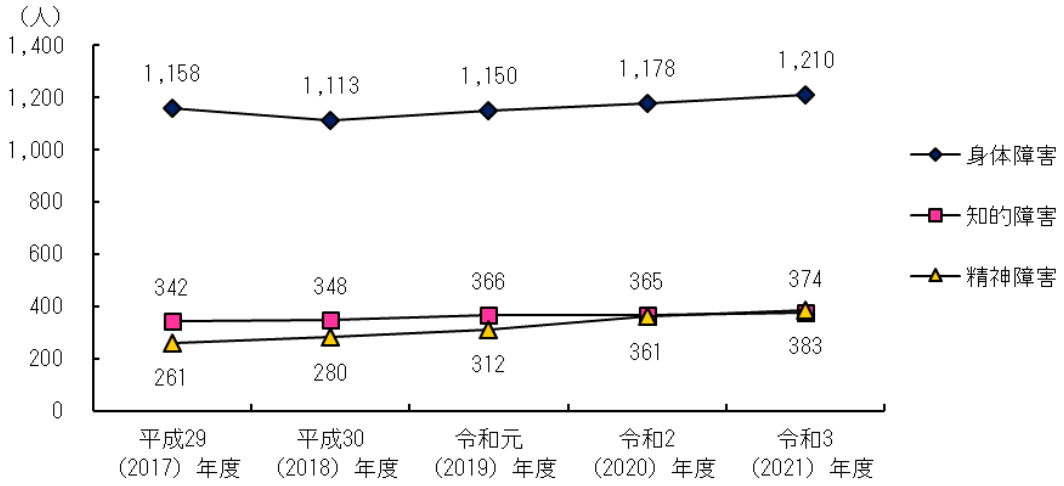

資料：毛呂山町福祉課

表　身体障害者手帳所持者数（各年度末現在）　　単位：人

区　分		平成 29（2017）年度	平成 30（2018）年度	令和元（2019）年度	令和 2（2020）年度	令和 3（2021）年度
全体		1,158	1,113	1,150	1,178	1,210
年齢別	18 歳未満	20	18	19	19	21
	18～64 歳	339	340	350	345	350
	65 歳以上	799	755	781	814	839
等級別	1 級	414	398	427	446	460
	2 級	200	198	209	207	210
	3 級	180	160	158	151	157
	4 級	236	236	233	250	258
	5 級	77	69	67	69	69
	6 級	51	52	56	55	56
種類別	視覚障害	75	71	76	86	92
	聴覚・平衡機能障害	126	117	121	118	118
	音声・言語・そしゃく機能障害	17	16	15	17	21
	肢体不自由	584	553	556	548	543
	内部障害	356	356	382	409	436

資料：毛呂山町福祉課

表　療育手帳所持者数（各年度末現在）　　単位：人

区　分		平成 29（2017）年度	平成 30（2018）年度	令和元（2019）年度	令和 2（2020）年度	令和 3（2021）年度
全体		342	348	366	365	374
年齢別	18 歳未満	67	68	79	76	75
	18～64 歳	247	253	260	261	271
	65 歳以上	28	27	27	28	28
等級別	Ⓐ	61	58	59	60	65
	A	91	92	96	95	93
	B	106	106	110	108	112
	C	84	92	101	102	104

資料：毛呂山町福祉課

表　精神障害者保健福祉手帳所持者数（各年度末現在）　　単位：人

区　分		平成 29（2017）年度	平成 30（2018）年度	令和元（2019）年度	令和 2（2020）年度	令和 3（2021）年度
全体		261	280	312	361	383
年齢別	18 歳未満	5	3	4	4	8
	18～64 歳	220	239	264	303	321
	65 歳以上	36	38	44	54	54
等級別	1 級	37	38	41	48	50
	2 級	150	158	175	189	201
	3 級	74	84	96	124	132
精神通院医療受給者数		492	507	557	619	626

資料：毛呂山町福祉課

（３）生活保護受給者数

令和 3（2021）年の生活保護受給状況をみると、受給者数は 675 人で保護率は 19.3‰※となっています。

図　生活保護受給状況の推移（各年度末現在）

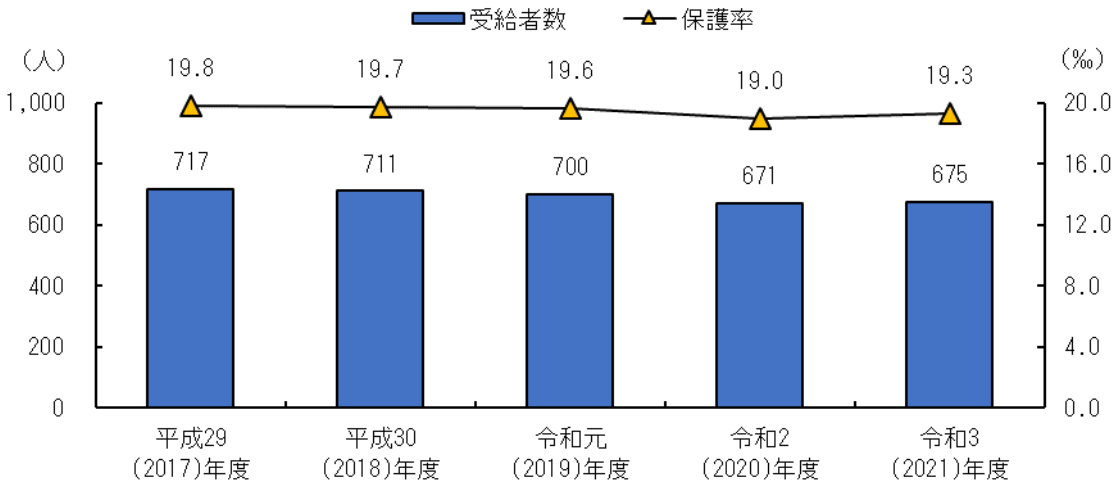

単位：人

区分	平成 29（2017）年度	平成 30（2018）年度	令和元（2019）年度	令和 2（2020）年度	令和 3（2021）年度
世帯数（世帯）	566	570	562	551	563
受給者数（人）	717	711	700	671	675
保護率（‰）	19.8	19.7	19.6	19.0	19.3

資料：毛呂山町福祉課

※‰（パーミル）とは、1000 分の 1 を 1 とする単位（千分率）のことです。

資料２　住民アンケート調査の結果

１　調査の概要

（１）調査の目的

この調査は、住民の地域福祉に関する意識や意向などを把握し、「毛呂山町地域福祉計画」及び「毛呂山町地域福祉活動計画」策定の基礎資料とすることを目的に実施しました。

（２）調査対象者

町内在住の 18 歳以上の方から 1,200 人を無作為抽出

（３）調査方法及び調査期間

調査方法：郵送配布・郵送回収
調査期間：令和 4（2022）年 2 月 14 日～3 月 7 日

（４）回収結果

対象者数	有効回収数	有効回収率
1,200 人	490 人	40.8%

2　調査の集計結果

（1）回答者自身について

問1　あなたの年齢をお答えください。（１つに○）

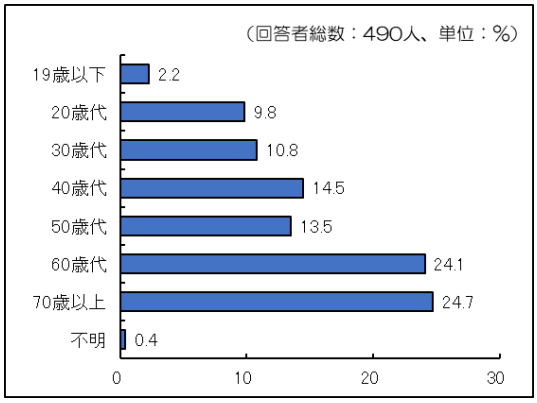

問 2　あなたの主な職業は何ですか（１つに○）

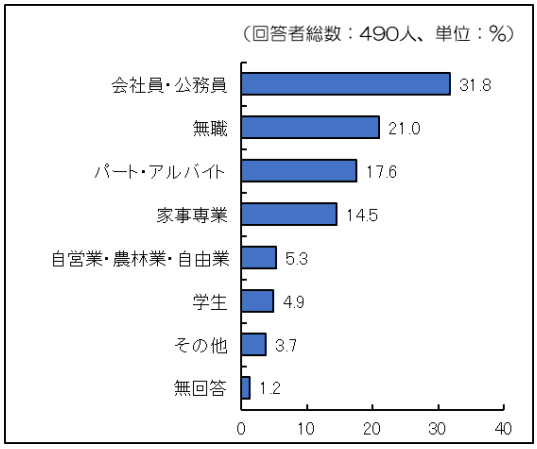

問 3　あなたの家族構成をお答えください。（１つに○）

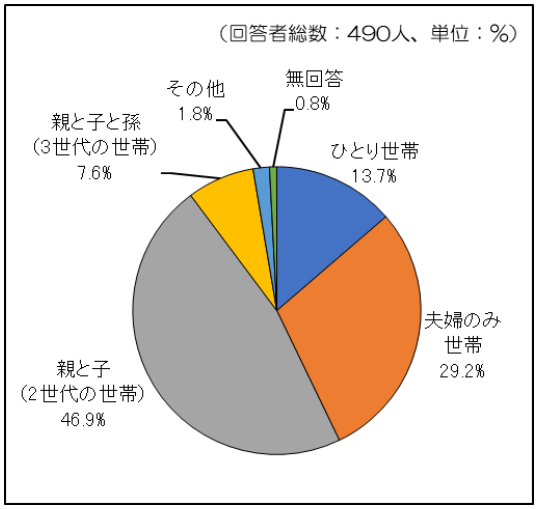

問 4　あなたは毛呂山町に住んでどのくらいになりますか。（１つに○）

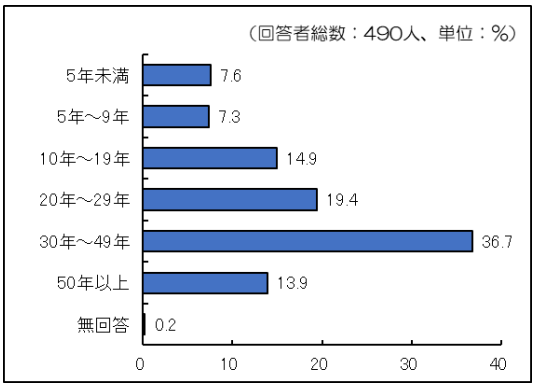

問 5　あなたのお住まいの住居についてお答えください。（１つに○）

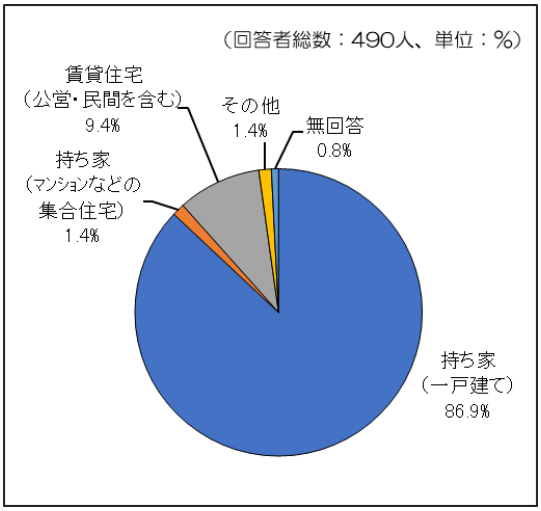

問 6　あなたの勤務地（通学地）をお答えください。（１つに○）

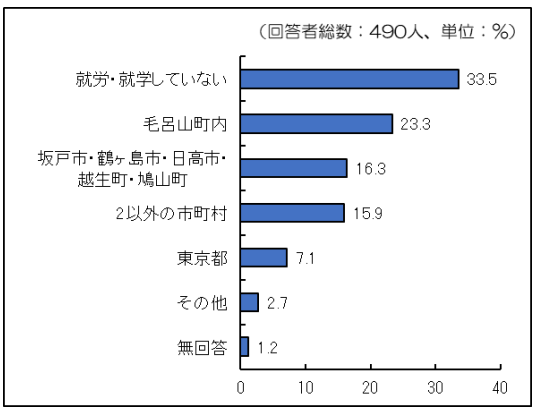

（２）日常生活の課題について

問７　あなたは、日頃の生活のなかで、現在不安に思っていることはありますか。（あてはまるものすべてに○）

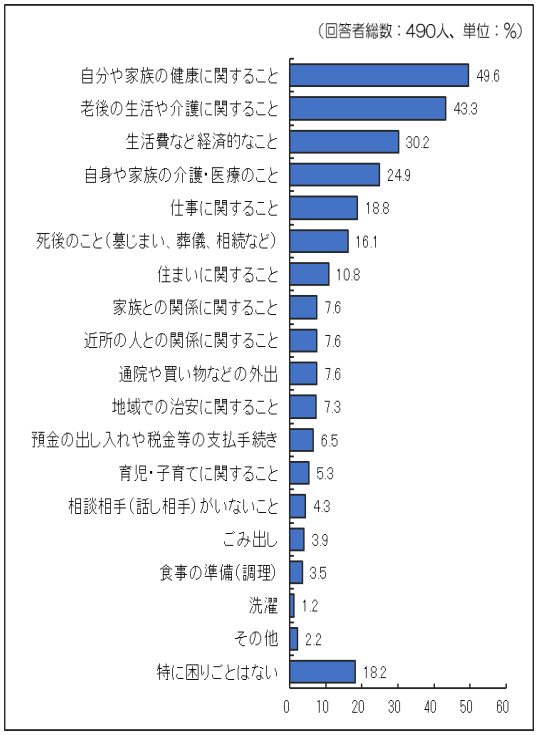

問８　あなたは、日頃の生活のなかで、将来不安なことや困りそうなことはどんなことですか。（あてはまるものすべてに○）

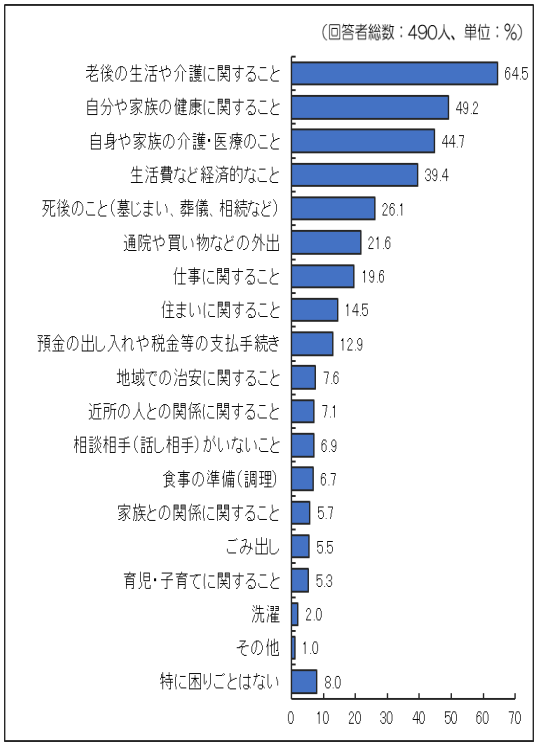

問９　あなたは、不安に感じていることや、困っていることを相談する場合、誰に相談しますか。もしくは、相談したいと思いますか。（あてはまるものすべてに○）

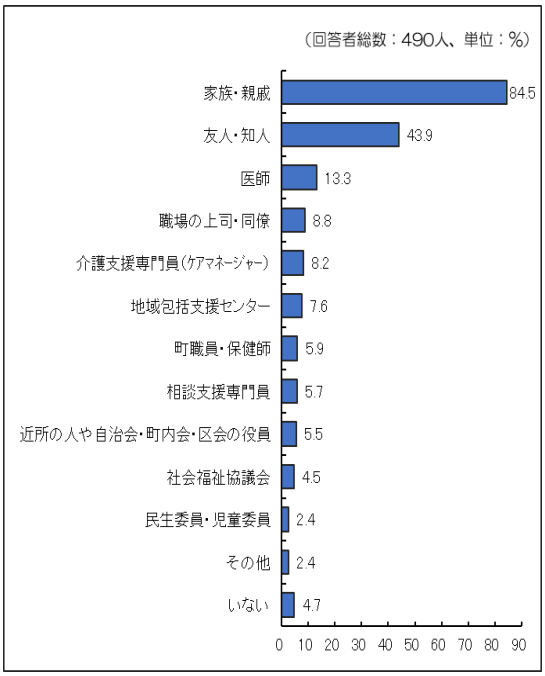

問 10　あなたは、福祉や生活に関する相談窓口について、どのような窓口があれば相談しやすいと思いますか。（あてはまるものすべてに○）

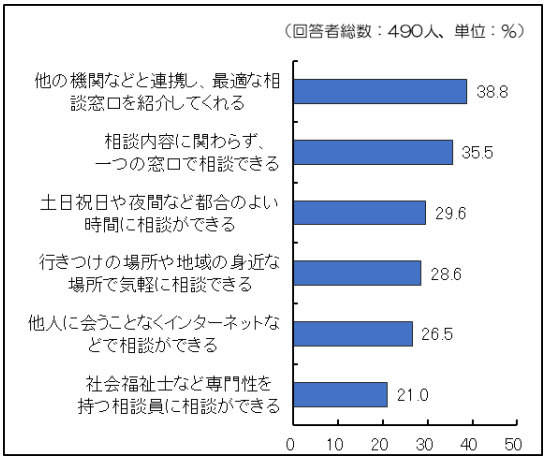

問 11　あなたは、暮らしや福祉に関する情報を得られていますか。（１つに○）

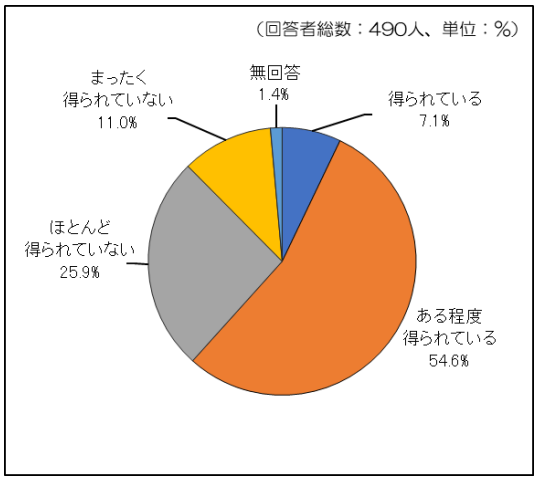

問 12　問 11 で「得られている」「ある程度得られている」を選ばれた方におたずねします。情報をどこから得ていますか。（あてはまるものすべてに○）

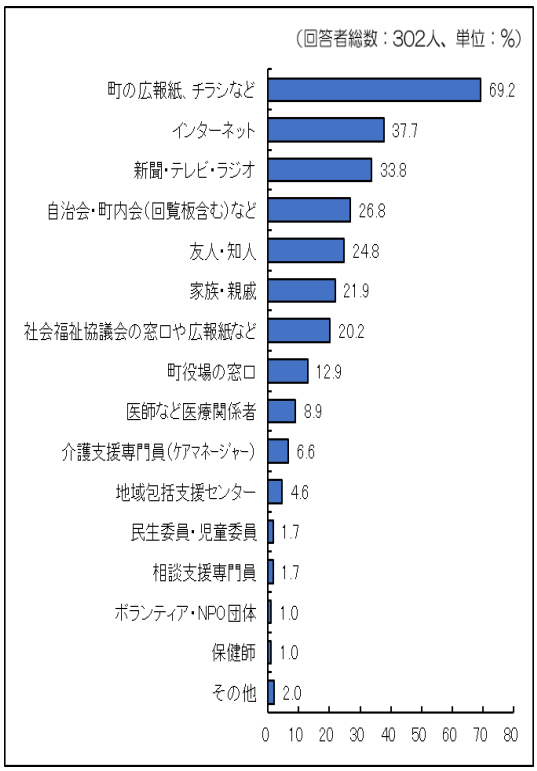

問 13　問 11 で「ほとんど得られていない」「まったく得られていない」を選ばれた方におたずねします。情報を得られない主な理由は何ですか。（あてはまるものすべてに○）

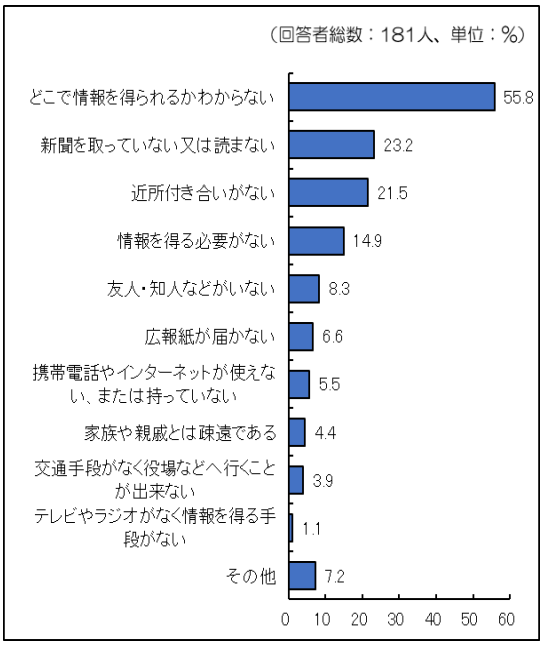

（３）近所との関わりについて

問 14　あなたとご近所の人との関係はどれに近いですか。（１つに○）

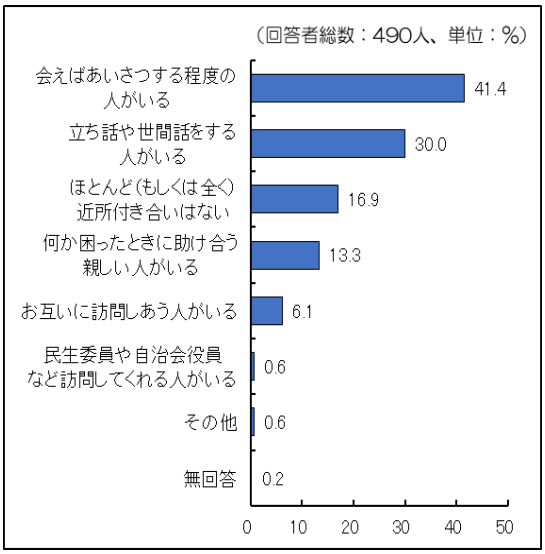

問 15　問 14 で「何か困ったときに助けあう親しい人がいる」「お互い訪問しあう人がいる」を選ばれた方におたずねします。あなたは、親しくされている方が困っていたり、助けをもとめられた場合、どのような支援や援助ができると思いますか。（あてはまるものすべてに○）

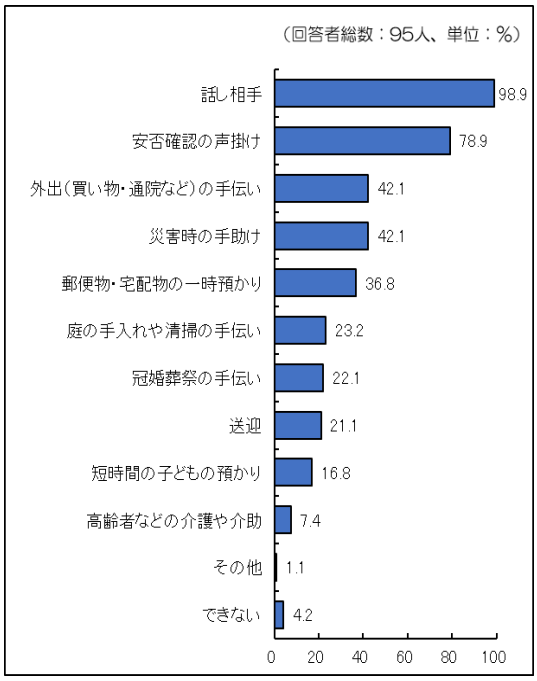

問 16　問 14 で「ほとんど（もしくは全く）近所付き合いはない」を選ばれた方におたずねします。その理由はなぜですか。（あてはまるものすべてに○）

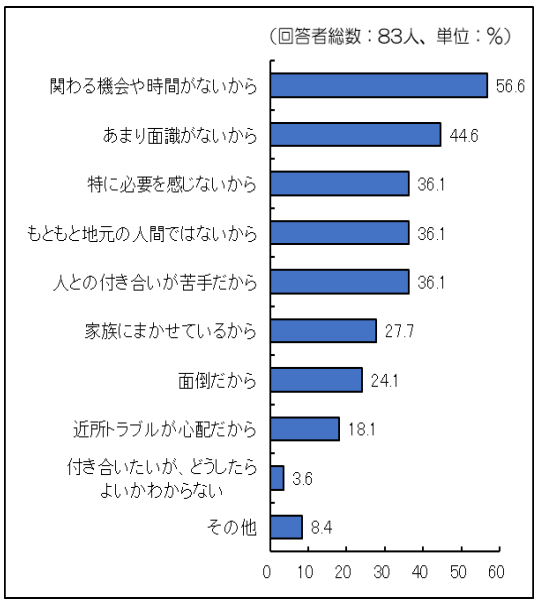

問 17　あなたは、今後も現在の地区に住み続けたいと思いますか。（１つに○）

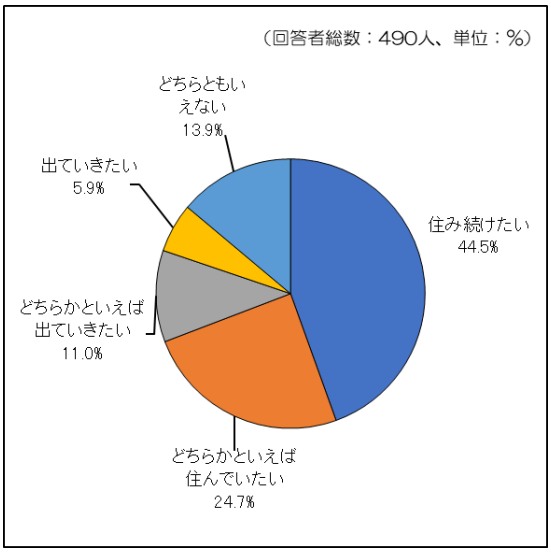

問 18　問 17 で「住み続けたい」「どちらかといえば住んでいたい」を選ばれた方におたずねします。その理由は何ですか。（あてはまるものすべてに○）

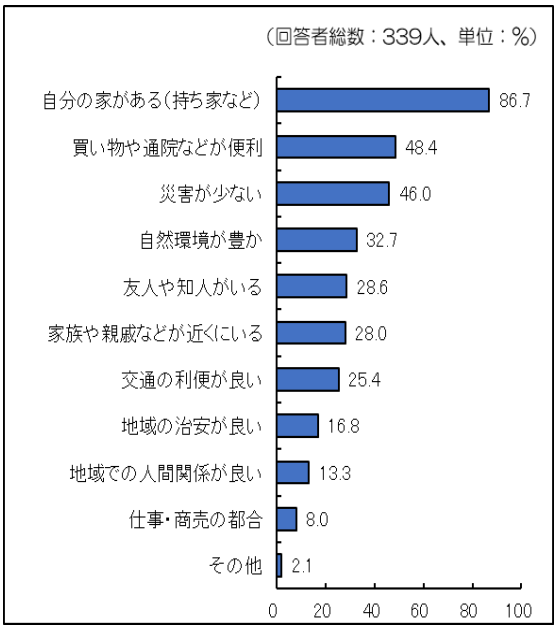

問 19　問 17 で「どちらかといえば出ていきたい」「出ていきたい」を選ばれた方におたずねします。その理由はなぜですか。（あてはまるものすべてに○）

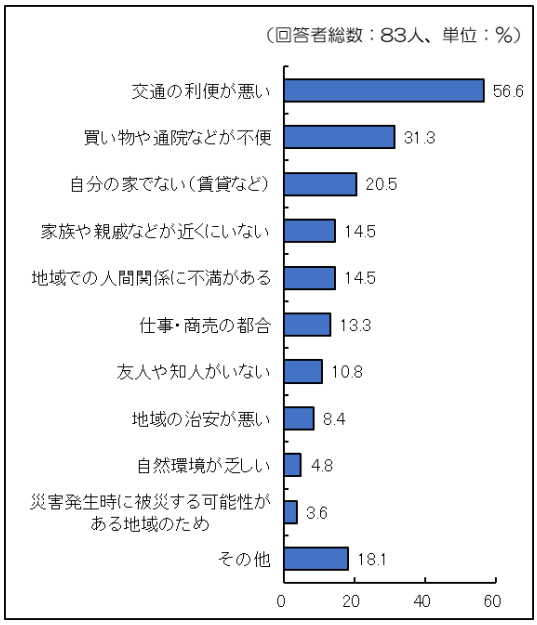

問 21　問 20 で「活動したことがない」以外を選ばれた方におたずねします。地域・ボランティア活動に参加した動機はどのようなことですか。（あてはまるものすべてに○）

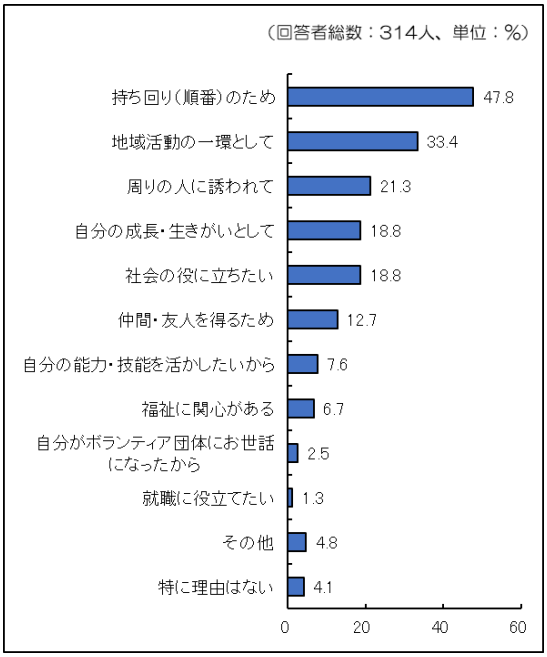

（4）地域活動・ボランティア活動について

問 20　あなたは、これまでに地域活動、ボランティア活動に参加したことがありますか。（あてはまるものすべてに○）

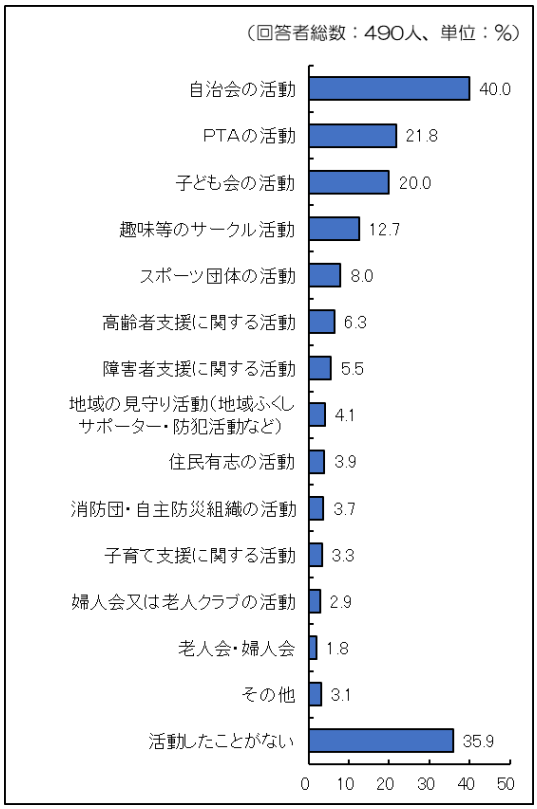

問 22　問 20 で「活動したことがない」を選ばれた方におたずねします。活動したことがない主な理由何ですか。（あてはまるもの３つに○）

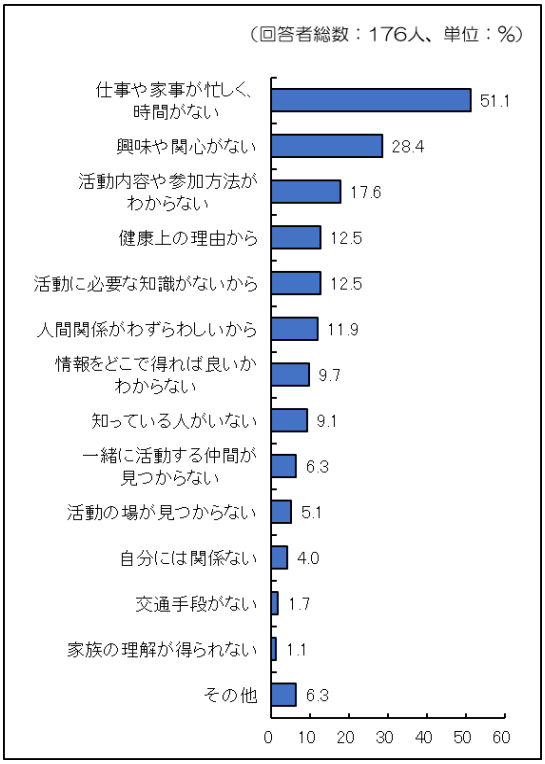

問 23　あなたは、地域の安全・安心を守るため、住民主体による見守りや訪問などの助け合い・支えあい活動は必要であると思いますか。（１つに○））

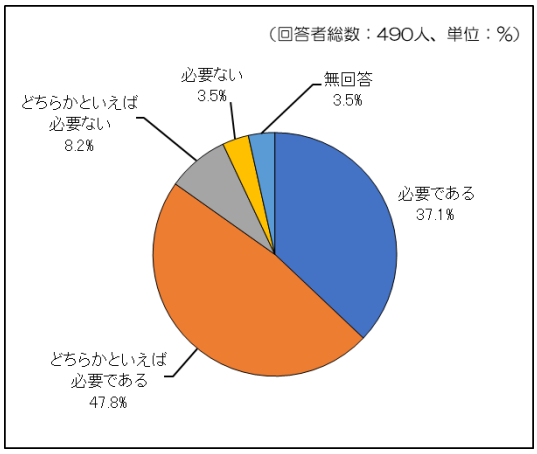

問 24　問 23 で「必要である」「どちらかといえば必要である」を選ばれた方におたずねします。活動を活性化していくためにはどのようなことが重要だと思いますか。（あてはまるものすべてに○）

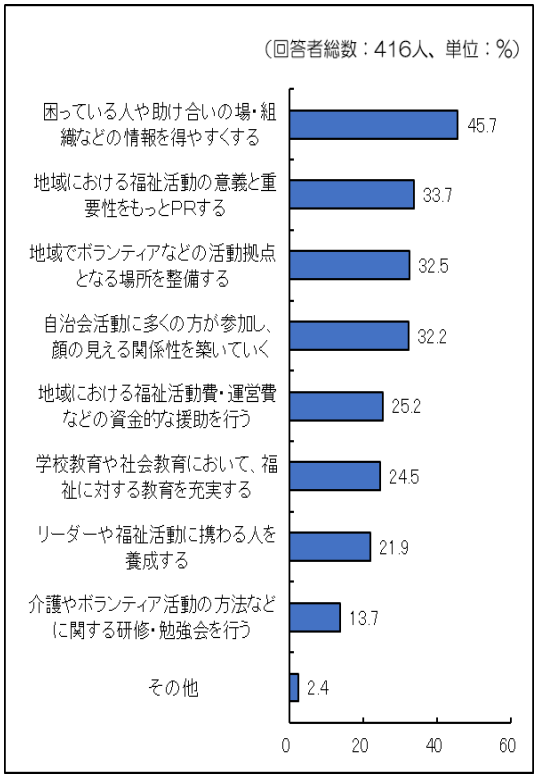

（５）民生委員・社会福祉協議会について

問 25　あなたのお住まいの地区を担当している民生委員・児童委員を知っていますか。（１つに○）

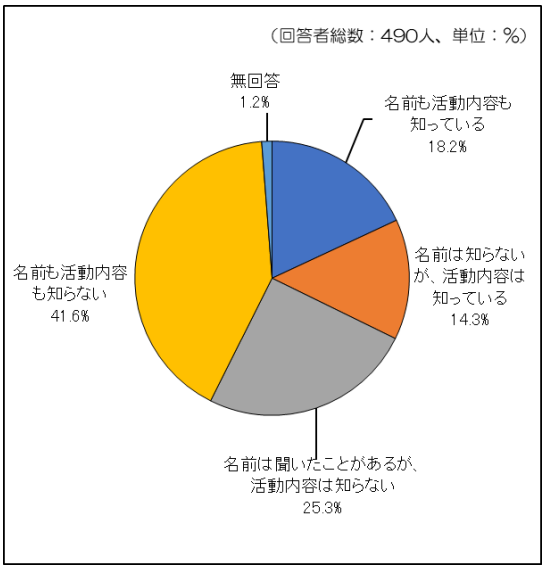

問 26　問 25 で「名前も活動内容も知っている」「名前は知らないが、活動内容は知っている」を選ばれた方におたずねします。あなたの知っている民生委員・児童委員の活動は次のどれですか。

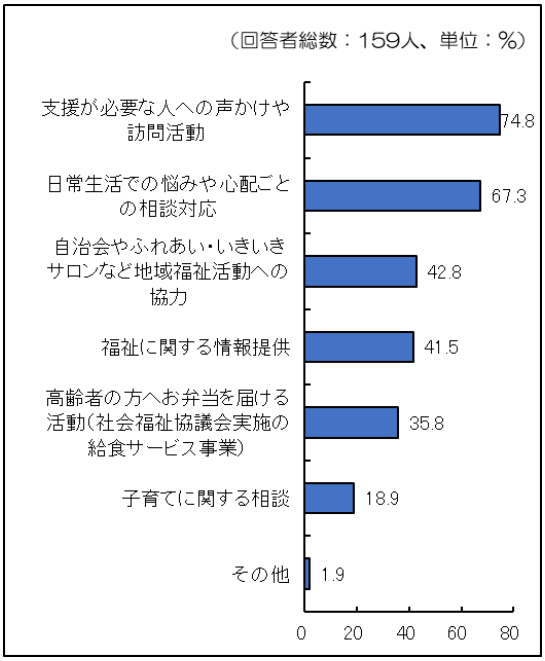

問 27　あなたは、毛呂山町社会福祉協議会という組織を知っていますか。（１つに○）

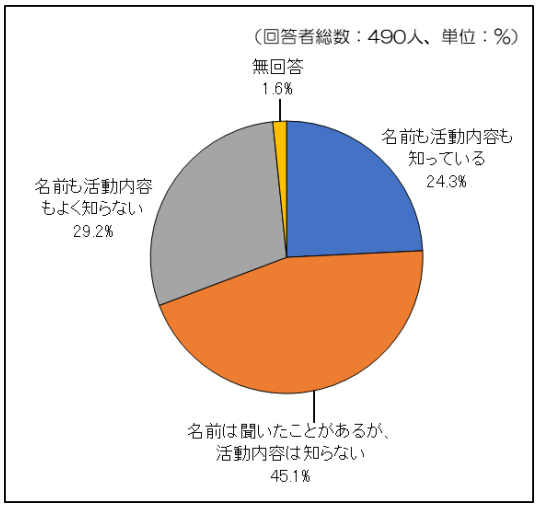

問 28　問 27 で「名前も活動内容も知っている」を選ばれた方におたずねします。あなたの知っている社会福祉協議会の活動は次のどれですか。（あてはまるものすべてに○）

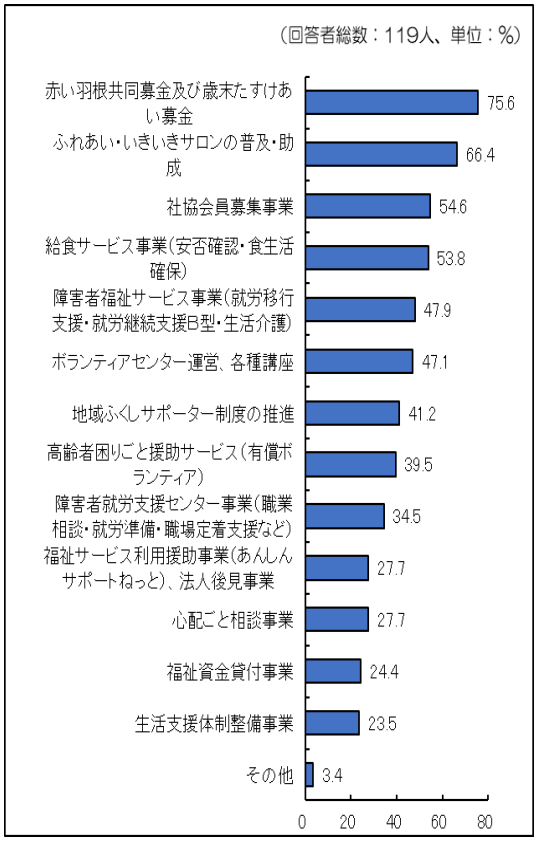

問 29　あなたは、社会福祉協議会に対して、どのような活動や支援を期待しますか。（○は３つまで）

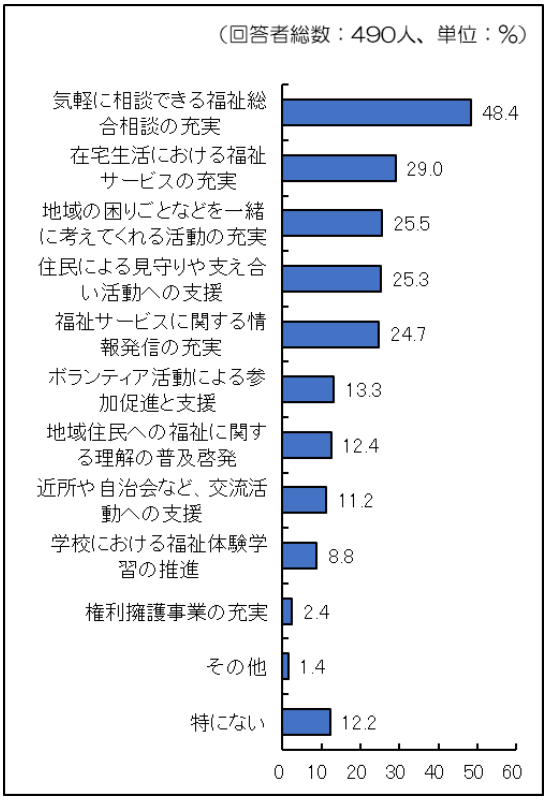

（６）災害・防災について

問 30　あなたは、災害時の備えとして、普段どのようなことをしていますか。（あてはまるものすべてに○）

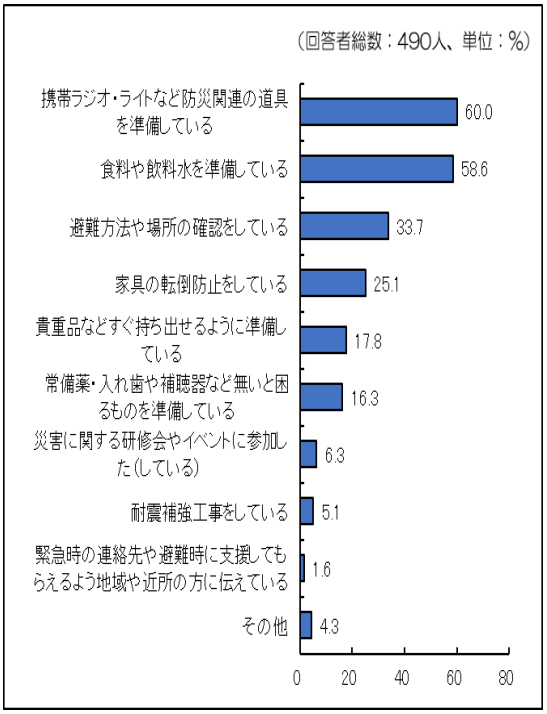

問 31　あなたは、地震などの災害発生時に自力で避難することができますか。（１つに○）

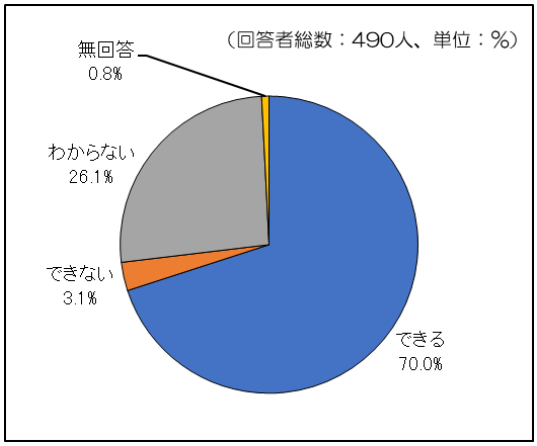

問 32　問 31 で「できない」「わからない」を選ばれた方におたずねします。あなたが、地震などの災害発生時に一緒に避難してくれるなど助けてくれる人がいますか。（あてはまるものすべてに○）

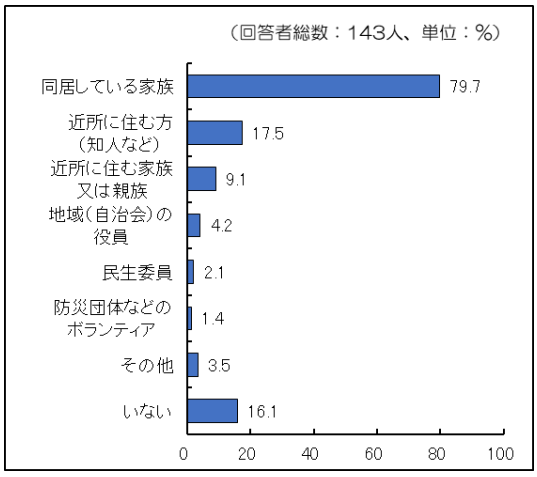

問 33　あなたは、地域（自治会・自主防災組織）の防災訓練に参加したことがありますか。（１つに○）

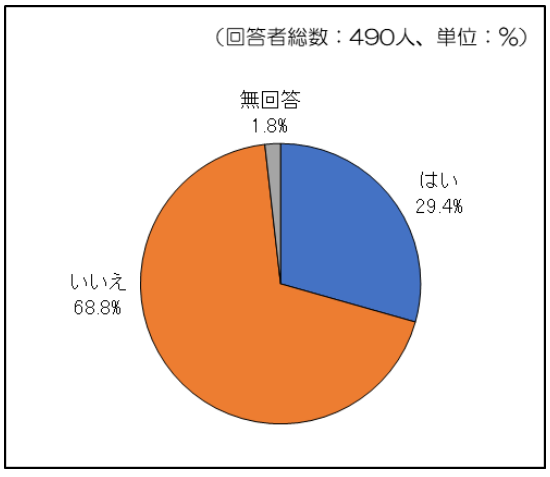

問 34　問 33 で「いいえ」を選ばれた方におたずねします。それはどんな理由からですか。（あてはまるものすべてに○）

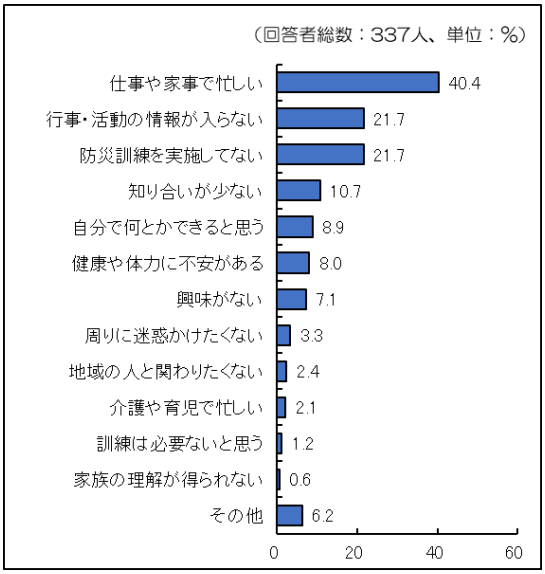

問 35　問 33 で「はい」を選ばれた方におたずねします。地震や火災等の災害時に住民同士が協力し合えるためには、どのようなことが必要だと思いますか。（あてはまるものすべてに○）

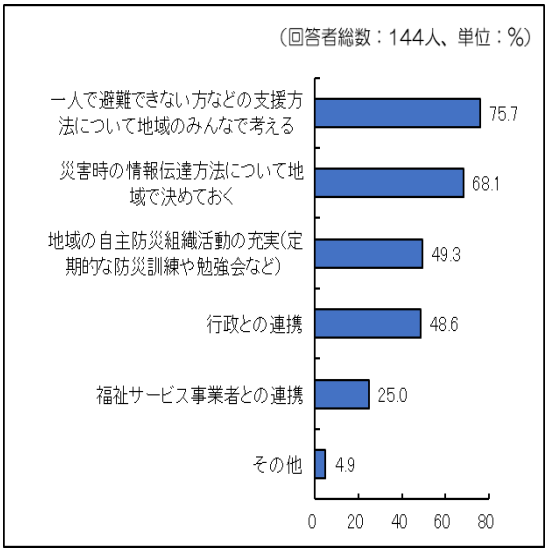

問 36　あなたは、新型コロナウイルス感染症の影響により困ったことがありましたか。（１つに○）

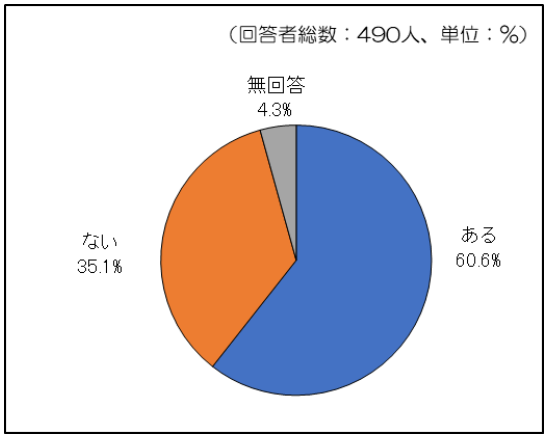

問 37　問 36 で「ある」と選ばれた方におたずねします。それは主にどのようなことでしたか。（あてはまるものすべてに○）

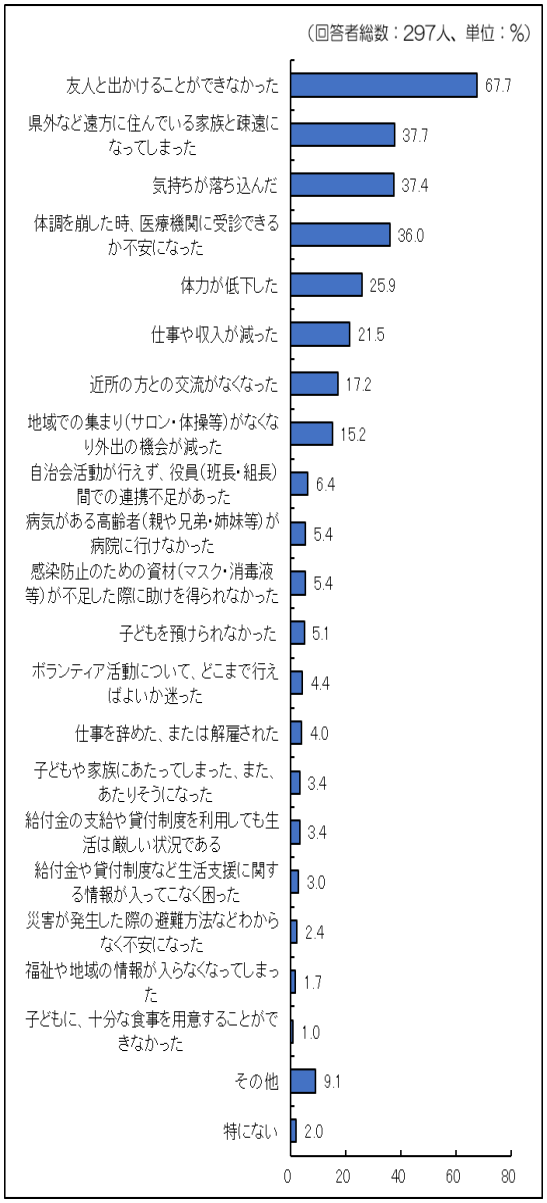

（７）権利擁護について

問 38　あなたは、成年後見制度を知っていますか。（１つに○）

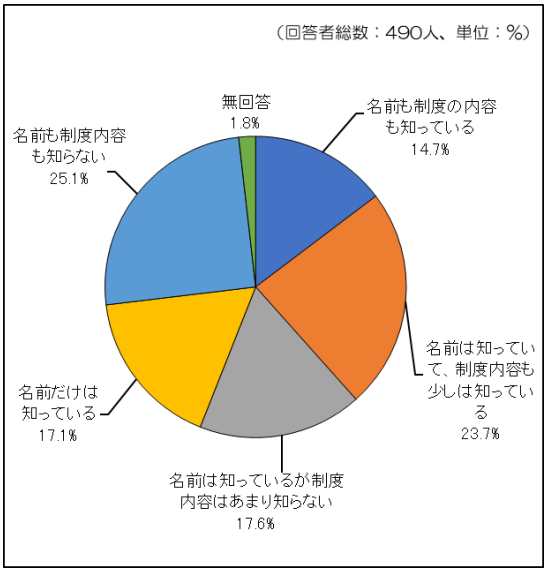

問 39　問 38 で「名前も制度内容も知っている」「名前は知っていて、制度内容も少しは知っている」を選ばれた方におたずねします。将来的にあなたご自身の判断能力が不十分になった場合、成年後見制度を利用したいと思いますか。（１つに○）

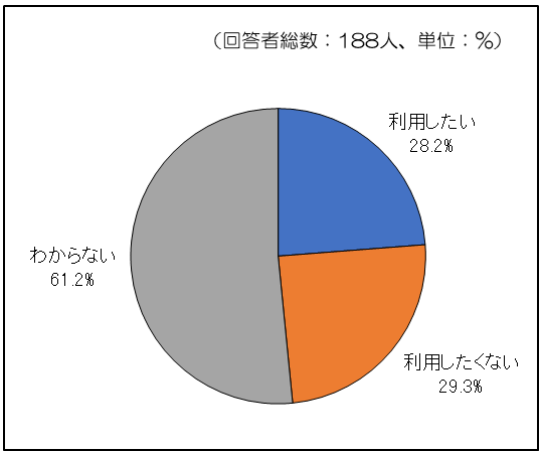

問 40　問 39 で「利用したくない」「わからない」を選ばれた方におたずねします。「利用したくない」または「わからない」理由は何ですか。（あてはまるものすべてに○）

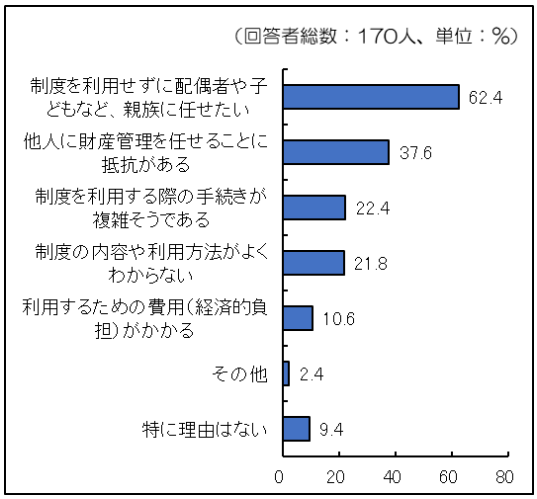

問 41　あなたは、「虐待」によって阻害される人間の尊厳や権利を守るための「障害者虐待防止法」、「高齢者虐待防止法」、「児童虐待防止法」をご存じですか。（１つに○）

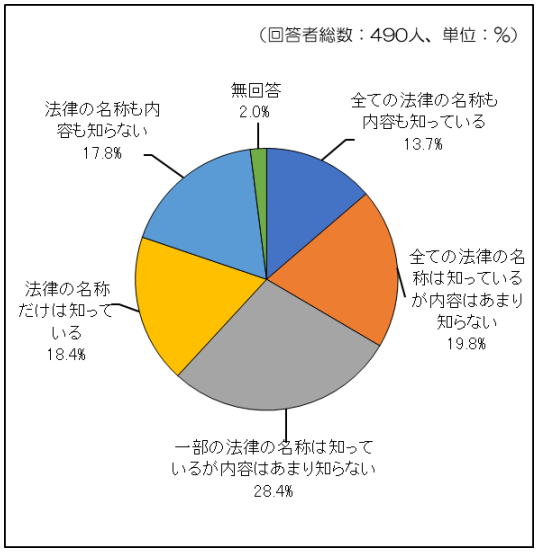

（８）地域福祉について

問 42　今後の地域福祉の充実のために、行政と地域住民の関係について、あなたの考えに最も近いものはどれですか。（１つに○）

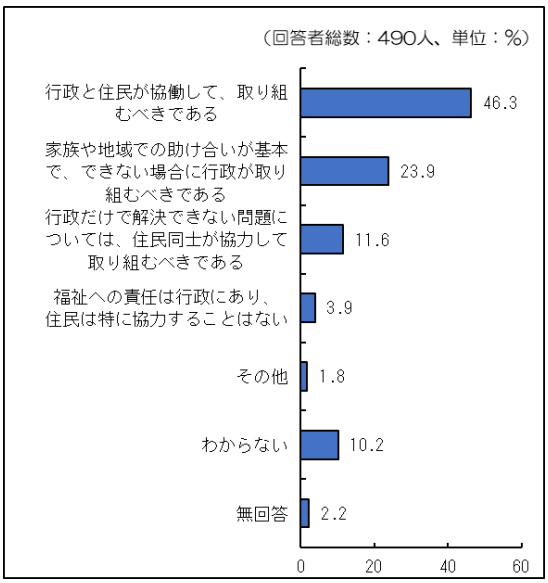

問 43　あなたの住んでいる身近な地域の中で、今課題や問題となっていること、今後問題になるのではと思うもの（あなた自身が抱えている問題でも可）は何ですか。（あてはまるものすべてに○）

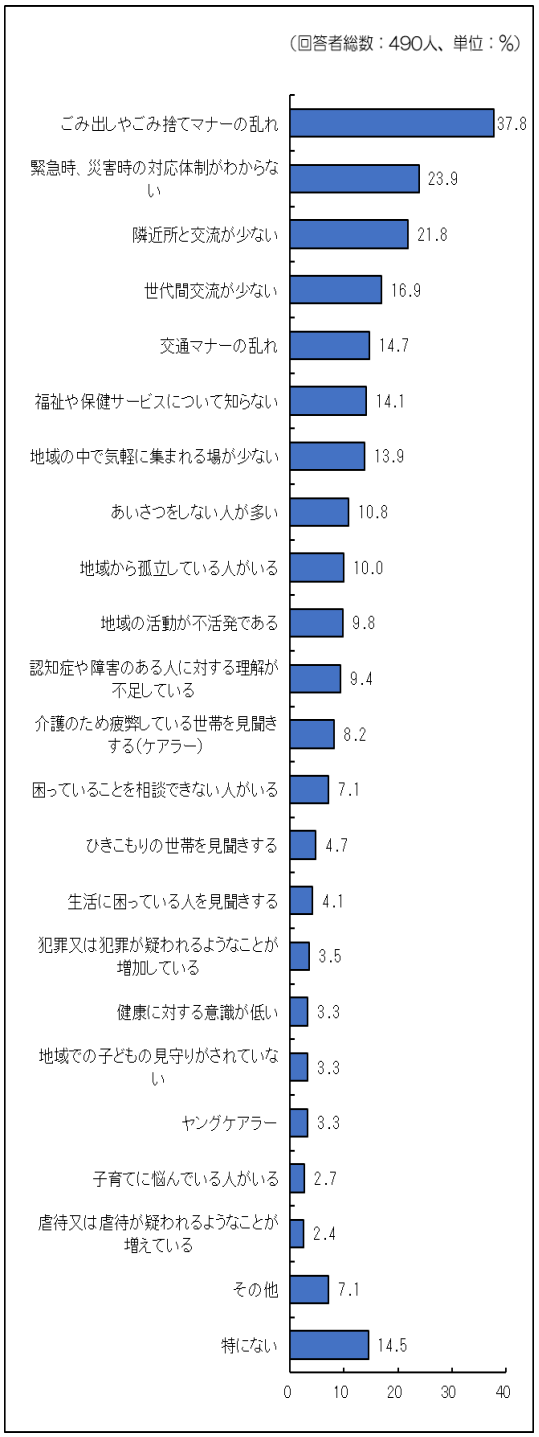

問 44　住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、住民の一人としてあなたが重要だと思うことはどんなことですか。（あてはまるものすべてに○）

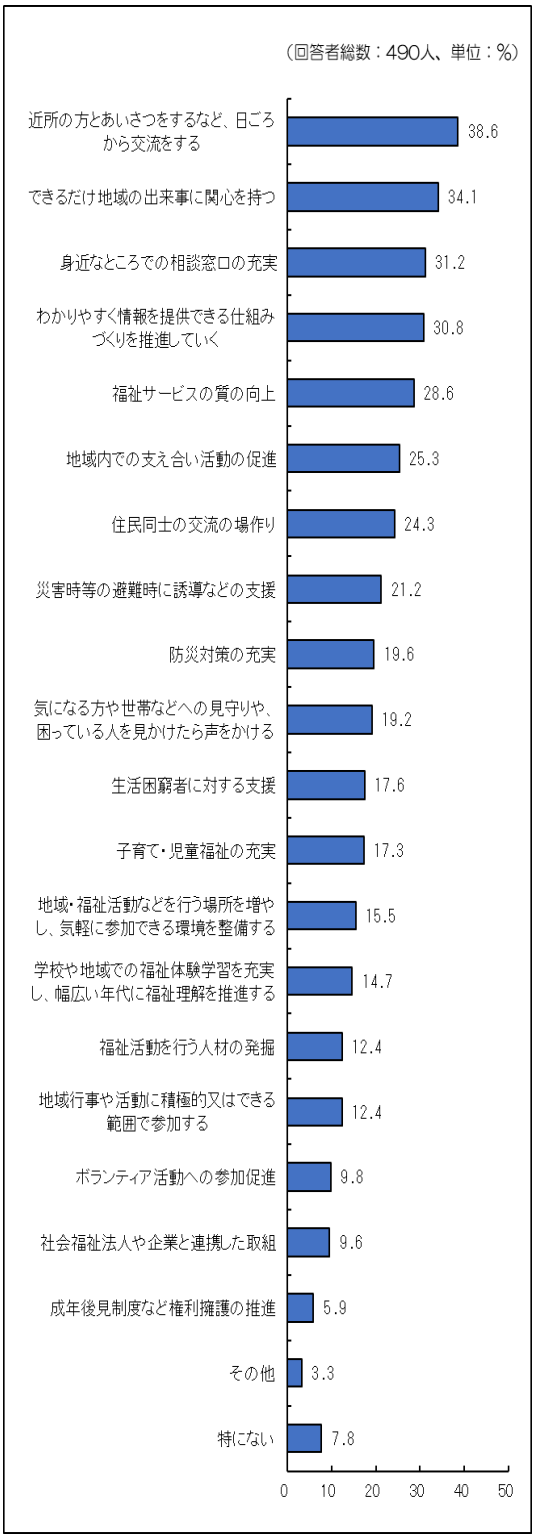

資料３　策定体制

第５期毛呂山町地域福祉計画策定委員会設置要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、第５期毛呂山町地域福祉計画策定委員会の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第２条　社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第１０７条に規定する市町村地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）の見直しを行うため、第５期毛呂山町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第３条　委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 地域福祉計画に関する調査及び研究を行い、地域福祉計画案を作成し、町長に提言すること。この場合において、毛呂山町社会福祉協議会が策定する「第５期毛呂山町地域福祉活動計画」との連携を十分に図るものとする。

(2) その他委員会の目的達成に必要な事項

（組織）

第４条　委員会は、委員１３人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者で構成し、町長が委嘱する。

(1) 社会福祉を目的とする事業に携わる者

(2) 社会福祉に関する活動を行う者

(3) 学識経験者

(4) その他町長が必要と認める者

３　委員の任期は、委嘱の日から地域福祉計画策定の日までとする。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ１人置く。

２　委員長は、委員の互選とし、副委員長は、委員長が指名する。

３　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

２　会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取）

第７条　委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議の出席を求め、意見を聴くことができる。

（結果の報告）

第８条　委員長は、会議が終了したときは、速やかに会議の結果を町長に報告しなければならない。

（秘密の保持）

第９条　委員は、職務上知り得た個人の情報その他秘密にすべき事項を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第１０条　委員会の庶務は、福祉課において処理する。

（その他）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和４年６月１日から適用する。

（この要綱の失効）

２　この要綱は、地域福祉計画策定の日をもって、その効力を失う。

社会福祉法人　毛呂山町社会福祉協議会
第５期毛呂山町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

（目的及び設置）

第１条　毛呂山町における地域福祉推進のため、住民の立場にたって、福祉サービスのあり方や民間福祉活動のあり方を検討するため、社会福祉法人毛呂山町社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は、地域福祉活動計画に関する調査及び研究を行い、地域福祉活動計画案を作成し、会長に提言するものとする。

２　提言にあたっては、毛呂山町が策定する「第５期毛呂山町地域福祉計画」との連携を十分に図るものとする。

（組織）

第３条　委員会は、委員１３名以内で組織する。

２　委員は、毛呂山町地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会委員で構成し、社会福祉法人毛呂山町社会福祉協議会（以下「毛呂山町社協」という。）会長が委嘱する。

（任期）

第４条　委員の任期は、委嘱の日から地域福祉活動計画策定までの期間とする。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に、委員長及び副委員長各１名を置き、委員長は委員の互選とし、副委員長は委員長が指名する。

２　委員長は、会務を総括する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議は、委員長が召集し議長となる。

２　会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　委員会は、その必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は関係者から資料の提供を求めることができる。

（結果の報告）

第７条　委員長は、会議が終了したときは、速やかに会議の結果を毛呂山町社協会長に報告しなければならない。

（秘密の保持）

第８条　委員は、職務上知り得た個人の情報その他秘密にすべき事項を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第９条　委員会の庶務は、毛呂山町社協事務局において処理する。

（雑則）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、委員会に必要な事項は、委員会が別に定める。

附　則

１　この要綱は、令和４年６月１日から適用する。

２　この要綱は、地域福祉活動計画策定の日をもって、その効力を失う。

第５期毛呂山町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

敬省略

区　　分	推薦等の機関・団体名	職　名	氏　　名	備考
社会福祉を目的にする事業に携わる者（１名）	社会福祉法人　埼玉医療福祉会 MORO　HAPPINESS 館	課長	小林（こばやし）　明弘（あきひろ）	委員長
社会福祉に関する活動を行う者（９名）	毛呂山町民生委員・児童委員協議会	会長	森澤（もりさわ）　美智子（みちこ）	
	毛呂山町赤十字奉仕団	委員長	勝山（かつやま）　信子（のぶこ）	
	毛呂山町連合寿会	会長	後藤（ごとう）　徹雄（てつお）	
	毛呂山町子ども会育成会連絡協議会	会長	霜﨑（しもざき）　徳裕（のりひろ）	
	NPO 法人マイムマイム	代表	中島（なかじま）　郁子（いくこ）	
	防犯ボランティアゆず	会長	村岡（むらおか）　義章（よしあき）	
	毛呂山町区長会	会長	高橋（たかはし）　丙午（へいご）	副委員長
	第二団地地域ふくしサポーター	代表	森井（もりい）　久志（ひさし）	
	友愛毛呂山（有償ボランティア）	代表	小島（こじま）　志津子（しづこ）	
学識経験者（１名）	毛呂山町教育委員会	教育委員	瀬山（せやま）　亜佳子（あかね）	
その他町長が必要と認める者（２名）	子ども課	課長	小川（おがわ）　賢三（けんぞう）	
	高齢者支援課	課長	串田（くしだ）　和佳（かずよし）	

計１３名

※　委嘱期間は、令和４年６月１日から計画策定の日まで

資料４　策定経過

日　　時	内　　容
令和４年 ２月 14 日～3 月 7 日	地域福祉計画・地域福祉活動計画策定のためのアンケート調査の実施
6 月 9 日	・作業部会（計画方針）
6 月 29 日	・作業部会（策定委員会実施に向けた打合せ） ・アンケート調査状況確認
7 月 1 日	第１回　地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 ・委嘱状の交付 ・正副委員長の選出 ・地域福祉計画・地域福祉活動計画策定方針 ・アンケート調査経過報告
7 月 15 日	・作業部会（計画概要及び計画骨子について打ち合わせ）
8 月 26 日	・作業部会（計画骨子について打ち合わせ）
9 月 7 日	・作業部会（具体的事業の取組目標設定）
9 月 15 日	・作業部会（具体的事業の取組内容協議・確認）
9 月 22 日	・作業部会（具体的事業の取組内容確認・修正）
10 月 18 日	・作業部会（素案内容最終確認・修正 第２回策定委員会実施に向けた打合せ）
10 月 26 日	第２回　地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 ・素案の概要説明及び検討
11 月 9 日	・作業部会（計画素案見直し）
11 月 22 日	・作業部会（計画素案見直し）
12 月 12 日	・作業部会（庁舎内関係課意見聴取依頼）
12 月 16 日	・作業部会（庁舎内関係課内容確認　計画素案作成・第３回策定委員会実施に向けた打合せ）
12 月 26 日	第３回　地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 ・素案検討後の修正および資料編の追加
令和５年１月 23 日	・作業部会（計画素案見直し）
2 月 6 日	・パブリックコメント募集（ホームページ　広報掲載　窓口）
2 月 20 日	・作業部会（パブリックコメントへの対応及び計画最終案検討）
2 月 27 日	第４回　地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 ・計画最終案の確認

毛呂山町マスコットキャラクター
もろ丸くん

第５期
毛呂山町地域福祉計画
毛呂山町地域福祉活動計画

令和５年３月

発　　行　　毛呂山町・社会福祉法人毛呂山町社会福祉協議会
編　　集　　毛呂山町福祉課・社会福祉法人毛呂山町社会福祉協議会

■毛呂山町（担当：福祉課地域福祉係）
〒350-0493　毛呂山町中央２丁目１番地
ＴＥＬ　049-295-2112　内線１１１・１１２
ＦＡＸ　049-295-2126（福祉課専用）
町ホームページ　http://www.town.moroyama.saitama.jp
福祉課ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　fukusi@town.moroyama.lg.jp

■社会福祉法人毛呂山町社会福祉協議会
〒350-0436　毛呂山町川角３０３番地３
ＴＥＬ　049-295-0601
ＦＡＸ　049-295-0603
社会福祉協議会ホームページ　http://www.moroyama-shakyo.or.jp/
社会福祉協議会ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　info@moroyama-shakyo.or.jp（代表）